

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年6月1日  
(第26期) 至 平成23年5月31日

日本オラクル株式会社

(E05027)

第26期（自平成22年6月1日 至平成23年5月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本オラクル株式会社

# 目 次

	頁
第26期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	12
4 【事業等のリスク】	14
5 【経営上の重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	19
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	47
4 【株価の推移】	47
5 【役員の状況】	48
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	52
第5 【経理の状況】	60
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	61
第6 【提出会社の株式事務の概要】	118
第7 【提出会社の参考情報】	119
1 【提出会社の親会社等の情報】	119
2 【その他の参考情報】	120
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	121
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年8月26日

**【事業年度】** 第26期(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

**【会社名】** 日本オラクル株式会社

**【英訳名】** ORACLE CORPORATION JAPAN

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

**【本店の所在の場所】** 東京都港区北青山二丁目5番8号

**【電話番号】** 03 (6834) 6666

**【事務連絡者氏名】** 執行役 副社長 最高財務責任者 野坂 茂

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区北青山二丁目5番8号

**【電話番号】** 03 (6834) 6666

**【事務連絡者氏名】** 執行役 副社長 最高財務責任者 野坂 茂

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
売上高 (百万円)	100,767	114,112	115,788	110,833	132,724
経常利益 (百万円)	37,190	39,130	39,030	39,149	37,316
当期純利益 (百万円)	22,134	23,057	22,740	22,862	22,065
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	22,214	22,282	22,290	22,292	22,301
発行済株式総数 (株)	127,052,471	127,087,571	127,091,571	127,092,671	127,097,471
純資産額 (百万円)	81,463	83,153	84,079	85,573	86,176
総資産額 (百万円)	116,839	119,042	118,699	125,951	132,982
1株当たり純資産額 (円)	640.67	652.44	658.13	668.10	671.67
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	164 (64)	173 (70)	170 (70)	170 (70)	460 (70)
1株当たり当期純利益金額 (円)	174.24	181.47	178.94	179.89	173.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	174.12	181.39	178.93	179.88	173.61
自己資本比率 (%)	69.7	69.7	70.5	67.4	64.2
自己資本利益率 (%)	27.6	28.1	27.3	27.1	25.9
株価収益率 (倍)	31.11	25.13	19.00	23.68	20.45
配当性向 (%)	94.1	95.3	95.0	94.5	264.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	23,829	22,815	26,169	29,677	22,651
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△6,357	14,202	△18,680	△2,183	△9,587
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△19,435	△21,477	△21,966	△21,602	△21,584
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	16,401	31,942	17,464	23,354	14,834
従業員数 (人)	1,712	2,135	2,226	2,092	2,585

- (注) 1 当社は連結財務諸表は作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。  
2 売上高には消費税等は含まれておりません。  
3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。  
4 第26期(平成23年5月期)の1株当たり配当額には、特別配当297円を含んでおります。

## 2 【沿革】

年月	事項
昭和60年10月	日本市場における、リレーショナルデータベース管理システム「Oracle」をはじめとするソフトウェア製品の販売及び当該ソフトウェア製品の利用を支援する各種サービスの提供を目的として、東京都新宿区に日本オラクル株式会社(資本金1,000千円)を設立。
平成2年10月	本格的な事業活動を開始
平成4年6月	大阪市西区に西日本事業所(現関西支社)を開設
平成5年7月	名古屋市中区に中部事業所(現中部支社)を開設
平成6年6月	東京都千代田区に本社を移転
平成6年6月	福岡市中央区に西部事業所(現九州支社)を開設
平成8年3月	東京都世田谷区に用賀オフィスを開設
平成8年8月	札幌市中央区に北海道支社を開設
平成9年2月	石川県金沢市に中部支社北陸営業所(現北陸支店)を開設
平成9年6月	株式の額面金額を1株50,000円から1株50円に変更するため形式上の存続会社日本オラクル株式会社(旧社名:オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社)と合併(注)
平成11年2月	日本証券業協会に株式を店頭登録(資本金12,164,660千円)
平成12年4月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場(資本金22,127,910千円)
平成12年5月	仙台市青葉区に東北支社を開設
平成12年6月	Linuxオペレーティング・システムに対応したソフトウェア製品の開発・販売およびサービスの提供を行う子会社ミラクル・リナックス株式会社を設立
平成12年7月	大阪市北区にトレーニングキャンパス大阪を開設
平成12年8月	沖縄県那覇市に沖縄支社(現沖縄支店)を開設
平成12年10月	東京都渋谷区にトレーニングキャンパス渋谷を開設
平成17年1月	広島県広島市に西日本支社広島営業所(現中国・四国支店)を開設
平成18年6月	兄弟会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社(以下、「OIS」)との協業体制を強化し、オラクル・コーポレーションの買収により加わった製品および関連サービス等の取扱窓口を当社に一本化
平成20年7月	本社ビル「オラクル青山センター」が竣工
平成20年9月	東京都港区に本店移転
平成22年6月	ハードウェア・システムズ部門を新設し、サーバー、ストレージ製品等の販売や関連サービス等の提供を開始

(注) 当社(合併前商号オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社 昭和57年2月27日設立、株式の額面金額50円)は、日本オラクル株式会社(昭和60年10月15日設立、株式の額面金額50,000円)の株式の額面金額を変更するため、平成9年6月1日を合併期日として、同社を吸収合併し、同社の資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎ、同日をもって商号を日本オラクル株式会社に変更しましたが、合併前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承いたしました。

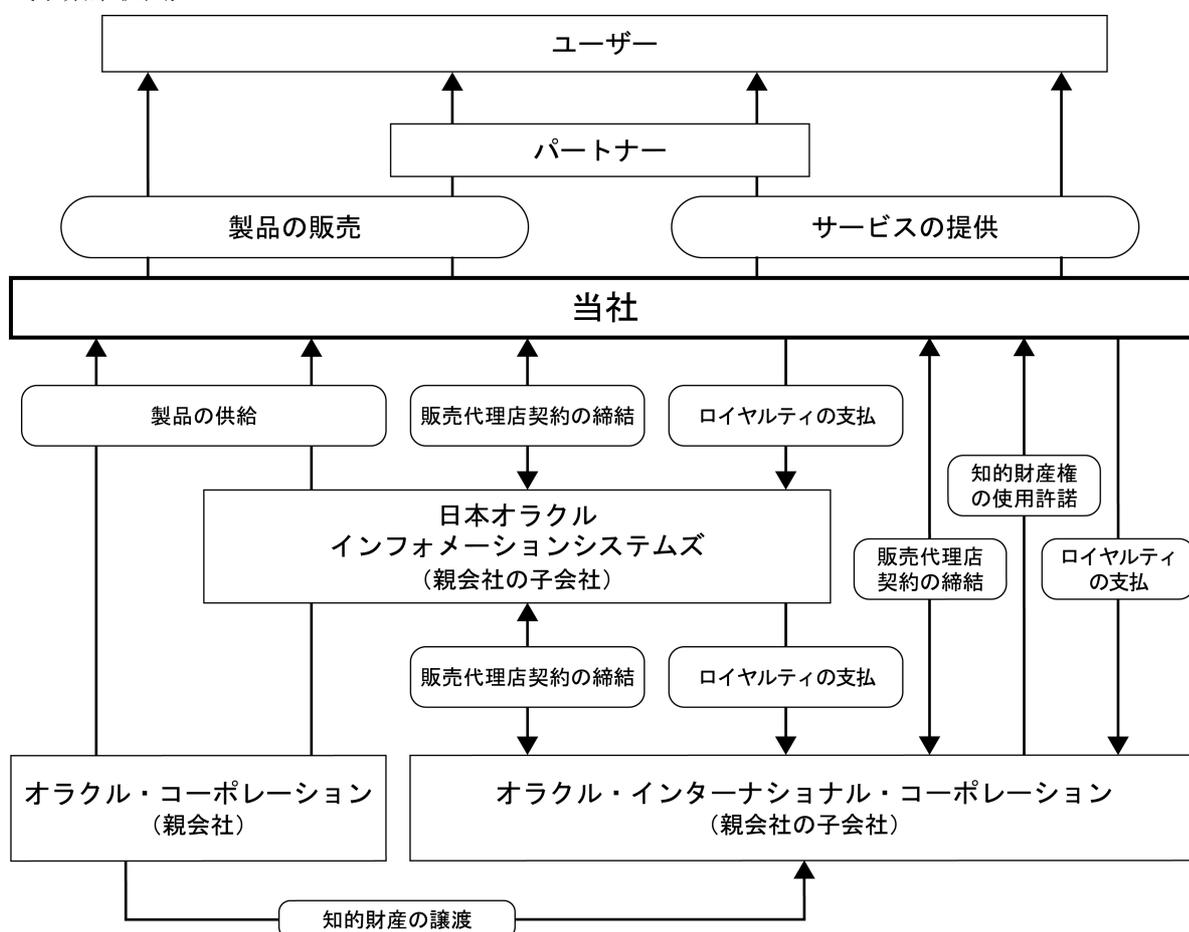
したがって、実質上の存続会社は、被合併会社である日本オラクル株式会社でありますので、記載事項につきましては、特段の記述がない限り、合併前日までは実質上の存続会社について記載しております。なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社の期数を継承しております。

### 3 【事業の内容】

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当企業集団は世界各地で、顧客の事業活動を支え成長を支援するリレーショナルデータベース管理システム、ミドルウェア、およびビジネス・アプリケーション等のソフトウェアおよびハードウェアの販売ならびにこれら製品の導入や利用を支援するための各種サービスの提供を行っております。

また、オラクル・インターナショナル・コーポレーションは、オラクル・コーポレーションから同社の保有するソフトウェア等の知的財産権を譲渡され、それら知的財産権の保有・管理業務ならびに当社を含むオラクル・コーポレーションの子会社との販売代理店契約の締結業務やライセンスの許諾業務等を行っております。日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（OIS）は、オラクル・コーポレーションによる買収製品の日本におけるライセンス許諾権および製品販売権を保有しております。当社は、同社と販売代理店契約を締結し、当該買収製品の販売ならびにこれら製品の利用を支援するための各種サービスの提供を行っております。

〔事業系統図〕



各事業の内容および売上高構成比率は、次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容	売上高構成比率(%)		
		第24期 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	第25期 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	第26期 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
ソフトウェア・ライセンス				
データベース&ミドルウェア	OLTP (オンライントランザクション処理)、DWH (データウェアハウス)、BI (ビジネスインテリジェンス) 等様々な目的やアプリケーションに利用されるリレーショナルデータベース管理システム「Oracle Database」、ならびに、高い信頼性と拡張性のあるIT基盤を実現する各種ミドルウェア製品群から構成される「Oracle Fusion Middleware」および開発・管理用ソフトウェアのライセンス販売。	30.0	31.7	25.4
アプリケーションズ	ERP (統合基幹業務管理)、CRM (顧客情報管理)、SCM (サプライチェーンマネジメント)、EPM (企業パフォーマンス管理)、Industry Specific Applications (業界特化型ソリューション) 等を提供する Oracle Applicationsのライセンス販売。	5.0	2.7	3.7
ソフトウェア・ライセンス小計		35.0	34.4	29.1
アップデート&プロダクト・サポート	ソフトウェア・ライセンスのアップデート (更新版)、パッチ (プログラム修正) 等の提供およびMy Oracle Support等インターネットや電話を通じた技術サポートの提供。	50.6	53.4	46.7
アップデート&プロダクト・サポート小計		50.6	53.4	46.7
ソフトウェア関連小計		85.6	87.9	75.8
ハードウェア・システムズ				
ハードウェア・システムズ・プロダクト	SPARCマイクロプロセッサやIntel社のマイクロプロセッサを搭載したサーバー、データ資産をテープやディスク等を利用して安全に管理・保存するストレージおよびOracle Exadata やOracle Exalogic Elastic Cloud等のハードウェアとソフトウェアを統合したEngineered Systemsの販売、ならびにOracle SolarisやOracle Linux等のオペレーティングシステム(OS)やハードウェア関連ソフトウェアの提供。	—	—	2.4
ハードウェア・システムズ・サポート	サーバー、ストレージ等の製品の修理、保守、技術サポートおよびOS等関連ソフトウェアへの更新版やパッチの提供。	—	—	9.2
ハードウェア・システムズ計		—	—	11.6
サービス				
アドバンスト・サポート	クラウドサービス (旧 Oracle On Demand) や予防的サポート「アドバンスト・カスタマー・サービス」等の高付加価値サービスの提供。	2.5	2.7	2.9
エデュケーションサービス	技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザー向けのソフトウェアプロダクトの研修の実施。	2.2	1.6	1.3
コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供。	9.7	7.9	8.4
サービス計		14.4	12.1	12.6
合計		100.0	100.0	100.0

(注) 売上高構成比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

#### 4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容
(親会社) オラクル・コーポレーション (注) 1	米国カリフォルニア州	16,653 百万米ドル	ソフトウェアおよびハードウェアの開発・販売、これらに付随するサービスの提供	75.0 (75.0) (注) 3	当社は当該親会社の開発したソフトウェアおよびハードウェア製品とこれらに付随する関連サービスを日本において販売、提供しております。  役員の受入4名
その他 3社(注) 2	—	—	—	—	—

(注) 1 当社の実質的な親会社であり、米国ナスダック証券取引所上場の継続開示会社であります。

2 これらの詳細については、「第7 提出会社の参考情報 1 提出会社の親会社等の情報」に記載のとおりであります。

3 議決権の被所有割合の( )内は、間接被所有割合で内数であります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,585	38.2	7.0	9,202,615

セグメントの名称	従業員数(名)
ソフトウェア・ライセンス	922
アップデート&プロダクト・サポート	364
ハードウェア・システムズ	312
サービス	771
全社(共通)	216
合計	2,585

(注) 1 上記従業員数は就業人員であり、他社からの受入出向社員(667名)、嘱託社員(3名)を含んでおります。なお、平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与には、受入出向社員、嘱託社員は含めておりません。

2 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

3 平成22年6月1日付でOISが旧サン・マイクロシステムズ株式会社を統合したことに伴い、同社より出向社員を受け入れたため、当期末の従業員数は前期末の従業員数(2,092名)に比べ増加しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当期における日本国内の経済環境は、前半は新興国の需要回復等を背景に輸出の復調や生産回復など企業業績は一部緩やかな回復もみられました。しかし平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響を受けた地域や業種においては、先行きの不透明感からIT投資に慎重な動きもみられました。

当社の実質的な親会社であるオラクル・コーポレーションが行った米国サン・マイクロシステムズ・インクの買収完了に伴い、平成22年6月1日付でサン・マイクロシステムズ株式会社（東京都世田谷区）は日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（オラクル・コーポレーションの子会社、以下OIS）を存続会社として合併いたしました。これに伴い、当社は旧サン・マイクロシステムズ株式会社が取扱っていた製品および関連サービス等の取り扱いを当期より開始いたしました。従来から提供していたデータベース、ミドルウェア、アプリケーションズ等のソフトウェアや関連サービスに、サーバーやストレージ等ハードウェアが加わり、企業活動で利用されるITの全層にわたる製品やサービスのラインナップがそろいました。これらをオラクルのトータルソリューションとしてお客様に提供するべく、営業体制の整備やパートナー様との協業の強化を進めてまいりました。

このような経営活動の結果、当期の売上高は132,724百万円（前期比21,891百万円、19.8%増）、営業利益は37,191百万円（前期比1,672百万円、4.3%減）、経常利益は37,316百万円（前期比1,832百万円、4.7%減）、当期純利益は22,065百万円（前期比796百万円、3.5%減）となりました。

各セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

#### [ソフトウェア・ライセンス]

売上高は38,666百万円（前期比522百万円、1.4%増）となりました。

当部門は企業活動で利用される様々なソフトウェアの新規ライセンスを販売しており、データベース管理ソフトおよびミドルウェアの新規ライセンスを販売するデータベース&ミドルウェアならびにERP等の業務アプリケーションの新規ライセンスを販売するアプリケーションズから構成されます。

データベース&ミドルウェアの売上高は33,706百万円（前期比1,398百万円、4.0%減）となりました。

企業のIT基盤やクラウド環境構築に対応した販売施策の強化、Exadata等の高付加価値製品やビジネスの変化に柔軟に対応できる各種ミドルウェア製品群の拡販を進めてまいりました。

平成22年7月には「Oracle JRockit R28」の提供を開始、さらに包括的なデータ統合ソリューションを提供する「Oracle GoldenGate」およびコンテンツ管理の製品群「Oracle Enterprise Content Management Suite 11g」の提供を開始いたしました。同年9月に親会社が米国サンフランシスコにて開催いたしましたOracle OpenWorldにおいて、完全なクラウド・アプリケーション・インフラストラクチャを提供し、多岐にわたるJavaおよび非Javaアプリケーションを集約し、最も厳しいサービスレベルの要件に応える統合されたミドルウェア・マシン「Oracle Exalogic Elastic Cloud」を発表、平成23年1月より受注を開始いたしました。平成23年4月には、メインフレーム上のアプリケーションをオープン環境に移行するミドルウェア新製品「Oracle Tuxedo ART 11g R1」を提供開始、さらに同年5月に企業のBCP実現を支援する目的としてミドルウェア製品を活用した在宅勤務ソリューション

の提案を開始いたしました。

アプリケーションズの売上高は4,960百万円（前期比1,921百万円、63.2%増）となりました。

アプリケーションズは、ERPを軸にお客様の成長を支援する様々な業務アプリケーション製品やお客様の業界の業務に特化した製品を提供してまいりました。基幹システム更新、企業再編に伴うシステム刷新、グループ経営管理体制の構築等の案件獲得により堅調に推移いたしました。

平成22年6月には、「Oracle Accelerate」のソリューションを追加いたしました。また、同年7月には「AutoVue Enterprise Visualization 20.0」、「Oracle Hyperion Enterprise Planning Suite」、「Oracle Hyperion Financial Close Suite」の提供を開始いたしました。また、同年10月には「JD Edwards EnterpriseOne」の新機能「JD Edwards EnterpriseOne フルフィルメント管理」、さらに同年11月には統合基幹業務アプリケーション最新版「Oracle E-BusinessSuite R12.1.3」および「PeopleSoft Enterprise」の最新社員名簿検索機能「PeopleSoft Enterprise Company Directory 9.1」と最新技術基盤「PeopleTools8.51」の提供を開始いたしました。

平成23年5月には、SOAを活用した異種アプリケーション統合基盤の最新版「Oracle Application Integration Architecture 3.1」、さらにIFRS対応を強化した経営管理アプリケーション最新版「Oracle Enterprise Performance Management System Release 11.1.2.1」（Oracle EPM System）の提供を開始いたしました。

#### [アップデート&プロダクト・サポート]

売上高は61,924百万円（前期比2,686百万円、4.5%増）となりました。

当部門はソフトウェア・ライセンスの更新権や技術サポートの提供を行っています。

先行き不透明な環境が続き、新規投資が抑制される中、既存の業務システムの運用を安定的に継続していきたいというお客様のニーズに確実に対応し、サポートレベルの向上に努めるとともに、パートナー様との協業も推進することで、新たにライセンスを購入されたお客様からの新規契約と既存のお客様からの更新契約を確保してまいりました。

#### [ハードウェア・システムズ]

売上高は15,437百万円となりました。\*1

当部門は、当期新たに設立され、サーバーやストレージ等のハードウェアやそれらのオペレーティングシステム（OS）等の販売を行う「ハードウェア・システムズ・プロダクト」、ならびにハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンスの提供、およびOS等の更新版の提供を行う「ハードウェア・システムズ・サポート」から構成されます。

ハードウェア・システムズ・プロダクトは、サーバーやストレージ等の販売により、売上高は3,217百万円となりました。\*2

平成22年10月に「Oracle Exadata Database Machine X2-8」、同「X2-2」を発表いたしました。さらに、業界初となる16コア・サーバー・プロセッサおよび新しい「SPARC T3システム」の国内提供計画、次世代の統合型ストレージ（ユニファイド・ストレージ）「Sun ZFS Storage Appliance」製品群、次期エンタープライズOS「Oracle Solaris」の国内展開を発表いたしました。

ハードウェア・システムズ・サポートは、サーバー、ストレージやOS等に対するサポートサービスの提供により、売上高は12,219百万円となりました。

## [サービス]

売上高は16,695百万円（前期比3,244百万円、24.1%増）となりました。

当部門は、アウトソーシングサービスや予防保守サービス等の付加価値サービスを提供する「アドバンスト・サポート」、技術者や利用者向けの研修事業や技術資格の認定事業を提供する「エデュケーションサービス」、当社製品の導入支援を行う「コンサルティングサービス」から構成されております。

アドバンスト・サポートは、ハードウェア・システムズ向けの付加価値サービスの提供を開始したことや、製造業を中心に「Oracle On Demand」の引き合いが増加したことにより、引き続き好調に推移いたしました。売上高は3,838百万円（前期比900百万円、30.6%増）となりました。

エデュケーションサービスは、パートナー様やユーザー企業の研修需要に当期後半より回復がみられましたが、売上高は1,728百万円（前期比52百万円、2.9%減）となりました。

コンサルティングサービスは、主にアプリケーションズの導入支援コンサルティングが増加したことにより、売上高は11,129百万円（前期比2,396百万円、27.4%増）となりました。

- \*1. ハードウェア・システムズは当期設立のため、前期比はありません。
- 2. 旧サン・マイクロシステムズ株式会社がパートナー企業と締結していたハードウェア・システムズ・プロダクトに関する販売代理店契約については当期開始以降、その契約条件等の変更手続を進めてまいりました。この手続を完了した契約に基づく売上および関連費用が当期より計上されております。

## (2) キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、22,651百万円（前期比7,025百万円減）となりました。これは税引前当期純利益（37,311百万円）の計上、前受金の増加（2,260百万円）等によるキャッシュ・インがある一方で、ソフトウェア・ライセンス部門、新設のハードウェア・システムズ部門などの売上債権の増加（6,595百万円）、法人税等の支払（16,351百万円）等によるキャッシュ・アウトがあった結果であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、9,587百万円（前期比7,403百万円増）となりました。これは定期預金の純減少額（29,000百万円）をオラクル・コーポレーション（当社の親会社）の子会社である Oracle America, Inc. への短期貸付け（37,986百万円）の資金に充てたことなどによります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、21,584百万円（前期比18百万円減）となりました。これは主に配当金の支払いによるものであります。

以上の結果、当期末における現金及び現金同等物は前期末と比べ、8,520百万円減少し、14,834百万円となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当事業年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
ソフトウェア・ライセンス	15,673	6.2
アップデート&プロダクト・サポート	27,822	13.8
ハードウェア・システムズ	12,896	—
サービス	10,775	24.2
合計	67,167	40.3

- (注) 1 金額は、売上原価によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当社の事業はオラクル・コーポレーションの開発した製品の販売およびそれに付随する関連サービスの提供が主体であり、個別受注生産という概念に該当する業務の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

## (3) 販売状況

セグメントの名称		販売高(百万円)	前期比(%)
<b>ソフトウェア・ライセンス</b>			
	データベース&ミドルウェア	33,706	△4.0
	アプリケーションズ	4,960	63.2
ソフトウェア・ライセンス計		38,666	1.4
<b>アップデート&amp;プロダクト・サポート</b>			
アップデート&プロダクト・サポート計		61,924	4.5
<b>ハードウェア・システムズ</b>			
	ハードウェア・システムズ・プロダクト	3,217	—
	ハードウェア・システムズ・サポート	12,219	—
ハードウェア・システムズ計		15,437	—
<b>サービス</b>			
	アドバンスト・サポート	3,838	30.6
	エデュケーションサービス	1,728	△2.9
	コンサルティングサービス	11,129	27.4
サービス計		16,695	24.1
<b>合 計</b>		<b>132,724</b>	<b>19.8</b>

(注) 1 主な相手先別の販売実績および当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (第25期)		相手先	当事業年度 (第26期)	
	金額(百万円)	割合(%)		金額(百万円)	割合(%)
日本電気株	12,931	11.7	日本電気株	15,523	11.7

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 ハードウェア・システムズは当期設立のため、前年同期比はありません。

### 3 【対処すべき課題】

当社は、当社の経営の基本方針である「ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献する」の実現に向け、オラクル・コーポレーションの積極的な製品開発およびM&A戦略の成果を最大限に活用し、「お客様との長期的なパートナーシップの構築」を目指し、成長戦略の推進と経営基盤の整備を進めてまいります。

この実現に向けて、平成26年5月期までの中期経営計画「持続的成長に向けて2014」を立案し、成長を実現する「成長戦略-Growth Initiatives」と経営基盤の強化を推進する「経営基盤-Foundation」の2つの観点からの施策を進めてまいります。

「Growth Initiatives」では、圧倒的な市場シェアを誇るデータベースをはじめとして、ハードウェアからアプリケーションまで、豊富かつ競争力のある製品群をベースに、市場を牽引する「ソリューション展開・提供」と、市場カバレッジと営業力強化を主軸とした「ビジネスモデル」という2つの観点からの施策を進めてまいります。

#### ①ソリューションの展開・提供

##### 1) 次世代ITシステムの提言

システム開発は構築型から設定型へ、かつ簡素化へ、プロジェクト期間は短期間へ、ITリソースは分散から集約へ——“作らないシステム”へのITの潮流変化を体現するEngineered System, SOA, Oracle Fusion Applicationといった製品・ソリューションや仕組みとしてのクラウドコンピューティング実行環境を全て持ち合わせているオラクルの総合価値を提供していくことで、お客様の経営環境変化に貢献していきます。

##### 2) クラウドコンピューティング

Oracle On Demandとして、ソフトウェアをサービスとして提供するSoftware as a Service (SaaS)に加えて、お客様のシステム環境をホスティングおよび管理するサービスを提供し、また、プライベート・クラウドを構築しようとする企業やパブリック・クラウドを構築しようとするサービス・プロバイダーには、Platform as a Service (PaaS) およびInfrastructure as a Service (IaaS)に関する包括的なソリューションを提供します。このような豊富なクラウド・ポートフォリオを展開することで、クラウドコンピューティング市場の成長に向けてリーダーシップを発揮していきます。

#### ②ビジネスモデル

##### 1) 市場へのアプローチ戦略 (Go To Market Model)

お客様にオラクルの総合力をお届けすることでお客様の経営課題の解決を支援し、また、製品の価値を最大限にお届けする専門性を一層強化することで、長期的視点でお客様との真のパートナーシップを構築し強化していきます。またパートナー様との戦略的協業を推し進め、事業拡大を行っていきます。

##### 2) IT戦略全般にわたる深い関係構築 (Engagement Model)

長期契約、包括契約を視野に入れながら、お客様のプロジェクトに最大限に貢献できる体制を整え、相対的なTCO (Total Cost of Ownership, 総所有コスト)削減に貢献いたします。

### 3) ITライフサイクル全般にわたる関係構築

お客様のITシステムの全体最適化を目指し、コンサルティングから設計、構築、運用・保守に至るまでシステムライフサイクルを総合的にサポートし、お客様の保守・運用コストの削減や、事業価値の最大化につなげることで、事業拡大を目指します。また、お客様の既存システムを有効に活用しながらビジネス変化に柔軟に対応できる企業システムを実現する、技術・製品・ソリューションを提供することで、システムの開発手法含め、ITの新しい形を目指しながら事業拡大を行ってまいります。

「Foundation」では、「Growth Initiative」の実現に向けて、多様かつ専門的な才能を持った人材を育成し、また、グローバルの経営資源を積極的に活用できる総合経営基盤を創出します。

- ・「自由闊達で挑戦意欲、革新性にあふれる文化」と「互いが信頼で結ばれ、称え合うことができる風土」を醸成するために、タウンホールミーティングや各種セッション、イノベーションアワード創設などの取り組みを実施してまいります。
- ・持続的成長には人材の確保とリーダー人材育成が重要であり、その仕組みと運用に注力することで人が育つ会社へと変革してまいります。また、社員個々人が多様な専門スキルの向上ができる環境を整えてまいります。
- ・事業構造の変化に応じた利益管理体制を強化し、間接部門を中心に業務体制の見直しを進めると同時に、会社全体で業務の効率化とスリム化の推進をします。
- ・親会社であるオラクル・コーポレーションが積極的な買収戦略を展開した結果、市場から高い評価を頂いているデータベースをはじめとする従来のオラクル製品に追加して、さまざまな有効なソリューションが提供可能となりました。また、IP(Intellectual Property, 知的財産)を速やかに実装させた製品をご提供すること、また、それを実現する開発力がオラクルの価値の一つであります。日本オラクルは、この強力なオラクル・コーポレーションのIT牽引力・技術力・経験値を有効な経営資源として最大限活用してまいります。

この施策を通じて、売上高、営業利益の高いレベルの成長を実現し、企業価値の極大化に努めてまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社の経営成績および財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、本項における将来に関する記載は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) オラクル・コーポレーションとの関係

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当社の今後の事業展開等は、同社の経営戦略等の影響を受ける可能性があります。

##### ① オラクル・コーポレーションの製品・技術への依存

当社は、オラクル・コーポレーションの開発する製品を日本市場に提供しているため、同社の製品・技術に依存しております。従って、同社の新製品・更新版製品の投入が遅れた場合、重大な欠陥や瑕疵が存在した場合、製品やサービス等の提供ポリシー等が変更された場合、日本国内の法的規制への違反や対応が遅れた場合等には、売上の減少、保証・修繕費用、損害賠償、機会損失等が発生し、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

##### ② ロイヤルティの料率および適用範囲の変更の可能性

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約、およびオラクル・コーポレーションの子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（OIS）と相互に販売許諾契約を結んでおり、これらの契約に基づき、契約対象の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーション、一部はOISに支払っております。当該ロイヤルティの料率および適用範囲は、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。オラクル・コーポレーションから供給を受ける製品やサービスの内容等の変更、移転価格税制等により、料率または適用範囲が変更となった場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

なお、日米税務当局間の移転価格に関する合意に基づき、オラクル・インターナショナル・コーポレーションに対する当事業年度以降のロイヤルティ料率が引き上げられました。当該料率の変更については財務諸表に適切に反映されております。

##### ③ Shared Service Center(シェアードサービスセンター)との関係

当社は、全世界のオラクル・グループの事務管理業務を統合・標準化したシェアードサービスセンターを利用し、経営の効率化を図っております。支払業務や受注業務等の経理業務を同センターに移管しておりますが、同センターの処理能力を超えた場合や、予期せぬ事象等により同センターが適切なサービスを提供できなかった場合等には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

##### ④ 自然災害等によるシステム障害

オラクル・コーポレーションを中心に、オラクル・グループ全体における、システムの最適化および業務手続の統一化により、業務効率化を図るGSI (Global Single Instance) を推進しております。これに伴って、文書保存用のコンピュータ・サーバー、電子メール、購買・調達等様々な社内システムをオラクル・グループ各社と共有しております。日本国内のみならず、日本国外において地震等自然災害によって共有システムに障害等が生じた場合、当社の事業活動に支障が生じ、当社の経営成績および今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。こうした事態を想定し、当社独自の災害発生時の対処、復旧計画、データのバックアップ体制を構築、定期的に内容の見直しを実施するとともに、当社を含む全世界のオラクル・グループ共通のBusiness Continuity Management Program (事業継続マネジメントプログラム) を構築しています。

## (2) 特定の売上項目への依存

当社の売上において、リレーショナルデータベース管理ソフトウェア「Oracle Database」に代表されるソフトウェア製品を扱っている「ソフトウェア・ライセンス」セグメントおよび付随する「アップデート&プロダクト・サポート」セグメントの占める割合が高く、また利益への貢献割合が高いことが特徴です。これらの販売が悪化した場合には、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

## (3) 間接販売(パートナーモデル)への依存

当社の販売活動は、主に、ハードウェアメーカーやシステムインテグレータ、独立系ソフト開発会社等のパートナー様企業との協業によって行われております。当社の顧客は、製造業、流通業、金融業、通信業、サービス業、官公庁、教育機関など業種、業態を問わず多岐にわたっており、規模的にも大企業から小規模事業者まで広範囲となっております。当社では、これらの幅広い顧客ニーズにきめ細かく応えるため、パートナー様企業を経由した間接販売に注力しており、間接販売による売上高は、当期において大きな割合を占めております。従って、パートナー様企業との安定的信頼関係の維持は、当社の将来にとって重大な意義を持ちます。例えば、パートナー様企業との関係が悪化した場合、競合会社が当社のパートナー様企業と戦略的提携を行った場合、パートナー様企業の財政状態が悪化した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

## (4) プロジェクトの管理

当社は、顧客が当社の製品を導入する際に、導入計画、システム設計計画、システム運用等の顧客支援作業を行っております。品質、開発期間、採算の管理徹底等プロジェクト管理の強化を図っておりますが、顧客からの仕様変更や当初見積以上の作業の発生等によりプロジェクトの進捗が当初の計画から乖離した場合、追加費用の発生や納期遅延に伴う違約金が発生し、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

## (5) Oracle On Demand事業

当社が積極的に取り組んでいるOracle On Demand事業は、当社製品を導入している顧客のシステムが対象であり、当社が顧客に代行して、顧客システムの監視およびシステム管理業務を実施するものです。したがって、当社従業員、または当社の管理下にある社外要員の過失が原因となって、顧客のシステムを停止に追い込み、ひいては顧客業務の遅滞や機会損失が発生した場合、損害賠償等、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

## (6) 競争激化の可能性

当社が事業を展開する情報サービス産業は、競争が激しく、技術革新が急速に進展するため、業界や競合会社の動向によって、当社の経営成績および財政状態等は影響を受ける可能性があります。例えば、新規参入者を含めた競争激化による価格低下圧力の高まり、競合会社の競争優位な新製品の投入や競合会社同士の戦略的提携といった場合には、当社の競争力、市場占有率等に影響を与える可能性があります。

(7) 金融商品に係るリスク

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、高格付の円貨建有価証券への投資および高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。しかしながら、万一、運用先の金融機関の破綻や債券の債務不履行（デフォルト）、投資商品の元本割れ等が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

営業債権である受取手形、売掛金および未収入金に関しては、当社の与信管理規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、リスク軽減に努めております。しかしながら取引先の財務状況が悪化した場合などには、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。なお、デリバティブ取引は行わない方針です。

(8) ストックオプション制度

当社は、取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施しております。平成23年5月31日現在、新株予約権の目的となる株式の数は合計で2,041,700株、発行済株式総数の1.6%に相当しております。これらのストックオプションが権利行使されれば、当社の1株当たりの株式の価値が希薄化する可能性があります。

(9) 将来の企業買収・合併

当社は、当社独自の事業戦略あるいは親会社のグローバルな事業戦略の一環で、将来、買収や合併を実施する可能性があります。これに伴い、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社の事業と統合出来ない可能性や、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との関係を維持出来ない可能性や買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性などがあります。このような事象が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(10) 情報管理

当社は、事業遂行に関連して、多数の個人情報や機密情報を有しています。これらの情報については、社内規程の制定、従業員への教育等管理を徹底しておりますが、予期せぬ事態により流出する可能性が皆無ではなく、このような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与えるとともに、その対応のための不測の費用負担や、損害賠償等により、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(11) 法的規制等

当社の事業遂行に際しては、様々な法律や規制の適用を受けております。当社は、これら法律、規制等を遵守すべく、社内体制の確立や従業員教育等に万全を期しておりますが、万一当社に対して訴訟や法的手続きが行われた場合には、多額の訴訟対応費用の発生や、損害賠償金の支払の可能性がります。このような場合、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 親会社の子会社との契約

#### ① オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの販売代理店契約

契約の名称	販売代理店契約
契約年月日	平成14年3月1日
契約期間	平成14年3月1日から開始し、原則としてオラクル・コーポレーションの当社に対する支配権に重大な変更がない限り、無期限に存続する。
契約相手先	オラクル・インターナショナル・コーポレーション (米国カリフォルニア州)
契約内容	<p>① オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社をオラクル製品の日本市場における総代理店として任命する。</p> <p>② オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社に対して以下を許諾する。</p> <p>(a) オラクル製品を日本国内のエンドユーザーに販売促進、宣伝および使用許諾する権利</p> <p>(b) 日本国内において二次代理店を任命し、当該二次代理店にオラクル製品を使用許諾させる権利を許諾する権利</p> <p>(c) オラクル製品を日本市場に適合させるために、プログラムのソースコードを修正する権利</p> <p>(d) オラクル・インターナショナル・コーポレーションが権利を有する商標等を、オラクル製品を日本市場において販売促進、宣伝および使用許諾する目的のために、使用する権利</p> <p>③ 当社は、契約対象の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払う。</p>

(注) 日米税務当局間の移転価格に関する合意に基づき、オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの間でロイヤルティ料率変更の合意書が平成23年5月9日付で締結されております。

#### ②-(i) 日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社との販売代理店契約 (ソフトウェア)

契約の名称	販売代理店契約 (オラクル・パートナー契約)
契約年月日	平成19年5月31日
契約期間	平成19年6月1日から開始し、契約当事者の一方が30日前までに解約を申し込まない限り有効に存続
契約相手先	日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社 (東京都港区)
契約内容	<p>① 親会社を買収した企業の製品の販売や技術サポート等を日本国内のエンドユーザーおよび販売代理店に対して行うこと。</p> <p>② 契約対象の売上高に対する一定割合のロイヤルティを支払うこと。</p>

(注) 当社と日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社とは、相互に販売代理店契約を締結しておりません。

②-(ii) 日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社との販売代理店契約（ハードウェア）

契約の名称	販売代理店契約（オラクル・パートナー契約）
契約年月日	平成23年6月7日
契約期間	平成22年6月1日から開始し、契約当事者の一方が90日前までに解約を申し込まない限り有効に存続
契約相手先	日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（東京都港区）
契約内容	① 日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社は当社をハードウェア・システムズ・プロダクトおよび関連サービスの販売の日本における代理店として任命する。 ② 当社は、ハードウェア・システムズ製品および関連サービスに関し一定の金額で日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社より購入する。

(2) パートナーとの販売代理店契約

オラクル・パートナー契約

当社は、販売代理店（パートナー）と販売代理店契約を締結し、パートナーが当社製品をエンドユーザーに販売し、また、エンドユーザーに対する技術サポートを提供する権利を付与しており、主なものは以下のとおりです。

相手先	対象製品	契約年月日	契約期間
(株)アシスト	ソフトウェア	平成22年10月1日	平成25年9月30日まで
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	ソフトウェア ハードウェア	平成22年5月1日 平成22年10月16日	平成24年4月30日まで 平成25年10月15日まで
新日鉄ソリューションズ(株)	ソフトウェア ハードウェア	平成22年6月1日 平成22年10月16日	平成24年5月31日まで
東芝ソリューション(株)	ソフトウェア ハードウェア	平成22年8月1日 平成23年3月1日	平成24年7月31日まで
日本電気(株)	ソフトウェア ハードウェア	平成22年9月1日 平成23年3月1日	平成25年8月31日まで
日本ヒューレット・パッカード(株)	ソフトウェア	平成22年2月1日	平成24年1月31日まで
日本ユニシス(株)	ソフトウェア ハードウェア	平成22年1月1日 平成23年3月1日	平成23年12月31日まで
日立電子サービス(株)	ソフトウェア ハードウェア	平成22年10月1日 平成23年3月1日	平成25年9月30日まで
富士通(株)	ソフトウェア	平成22年9月1日	平成25年8月31日まで

(注) 当期にパートナーとの販売代理店契約の体系を変更したため、既存のパートナーについても改めて契約締結いたしました。また、従来より旧サン・マイクロシステムズ株式会社のパートナーであった相手先については、ハードウェア販売に関する特約を追加して再締結いたしました。

## 6 【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発した製品の国内市場における販売と、これらに付随する関連サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

製品の研究開発は、オラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、オラクル・コーポレーションとの緊密な協力により、当社は新商品開発の初期の段階から参画することで、日本市場に適合した商品開発が行われております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項における将来に関する記載は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表等の作成にあたっては、期末日における資産および負債、会計期間における収益および費用に影響を与えるような仮定や見積りを必要とします。過去の経験および状況下において妥当と考えられた見積りであっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

### (2) 経営成績の分析

#### ① 売上高

132,724百万円（前期比21,891百万円、19.8%増）となりました。

当期における売上の状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)「業績」」をご参照下さい。

#### ② 営業利益および経常利益

売上原価は、ソフトウェア関連にかかるロイヤルティの料率変更に伴う増加、ハードウェア・システムズ部門新設に伴う仕入原価の発生、旧サン・マイクロシステムズ株式会社の統合に伴うOISからの受入出向社員の増加、業務委託費の増加などにより増加しました。この結果、売上総利益率は49.4%（前期比7.4ポイントダウン）となりましたが、売上高増加に伴い、売上総利益は65,556百万円（前期比2,610百万円、4.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、売上原価同様、OISからの受入出向社員の増加や、賞与の増加等に伴う人件費増加により増加し、営業利益は37,191百万円（前期比1,672百万円、4.3%減）、営業利益率は28.0%（前期比7.1ポイントダウン）となりました。

「受取利息」97百万円（前期比63百万円減）を営業外収益に計上したことなどにより、経常利益は37,316百万円（前期比1,832百万円、4.7%減）となりました。

#### ③ 当期純利益

特別利益として新株予約権戻入益（57百万円）、投資有価証券売却益（70百万円）、特別損失として、事業構造改善費用（108百万円）等を計上しました。

以上の結果、当期純利益は22,065百万円（前期比796百万円、3.5%減）となりました。

### (3) 財政状態の分析

#### ① 資産および負債・純資産の状況

当期末における総資産は132,982百万円（前期末比7,031百万円増）となりました。流動資産は88,584百万円（前期末比8,003百万円増）、固定資産は44,398百万円（前期末比971百万円減）となりました。負債は46,806百万円（前期末比6,428百万円増）、純資産は86,176百万円（前期末比603百万円増）となりました。この結果、自己資本比率は64.2%（前期末比3.2ポイントダウン）となりました。

#### ② キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当期における設備投資の総額は925百万円であります。その主な内容はコンピュータ機器類や器具備品等の購入によるもの445百万円であります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得および差入保証金の支払を含んでおります。また、主要な設備は各セグメントが共用しているため、セグメント別の設備投資の記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

事業所	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
		建物	土地 （面積 ㎡）	工具、器 具及び備 品	その他	合計	
本社 （東京都港区）	統括業務施設 販売施設	14,924	26,057 (6,449)	1,330	35	42,347	2,226

- （注） 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。  
2. 土地の面積は総敷地面積を記載しております。当該敷地に対する当社の持分割合は2,902,571分の1,984,560であり、持分面積は4,410㎡であります。  
3. 上記の建物内に自社所有部分とは別に、賃借部分があり、当期の当該賃借料は1,044百万円（転貸部分を含む）であります。  
4. 主要な設備は各セグメントが共用しているため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (平成23年8月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,097,471	127,097,471	東京証券取引所 市場第一部	(注)2
計	127,097,471	127,097,471	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	1,416個	1,408個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	141,600株	140,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,870円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日(平成14年10月1日)の属する月の前月(平成14年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

## (ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議(平成15年9月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	1,573個	1,562個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	157,300株	156,200株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,931円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,931円 資本組入額 2,966円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	1,568個	1,549個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	156,800株	154,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,583円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,583円 資本組入額 2,792円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二)平成17年8月24日定時株主総会決議(平成17年9月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	1,902個	1,886個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	190,200株	188,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(ホ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,722個	1,704個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	172,200株	170,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,490円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から 平成28年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 7,222円 資本組入額 3,611円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日(平成18年12月25日)の属する月の前月(平成18年11月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。  
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	1,993個	1,970個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	199,300株	197,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,240円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から 平成29年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 6,725円 資本組入額 3,363円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
① 平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
② 平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。  
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年6月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	340個	340個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	34,000株	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,679円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日から 平成29年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 5,572円 資本組入額 2,786円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年6月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,679円は発行日(平成20年6月30日)の属する月の前月(平成20年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,679円と発行日の終値4,330円との比較により、4,679円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成22年6月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成24年6月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,679円と新株予約権付与時における公正な評価単価893円を合算しております。

(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	2,371個	2,334個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	237,100株	233,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,787円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月15日から 平成30年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 5,523円 資本組入額 2,762円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年9月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,787円は発行日(平成20年10月15日)の属する月の前月(平成20年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,787円と発行日の終値4,110円との比較により、4,787円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
① 平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
② 平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。  
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,787円と新株予約権付与時における公正な評価単価736円を合算しております。

(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年12月23日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	50個	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	5,000株	5,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,819円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年1月15日から 平成30年12月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 4,469円 資本組入額 2,235円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年12月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額3,819円は発行日(平成21年1月15日)の属する月の前月(平成20年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,819円と発行日の終値3,640円との比較により、3,819円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成23年1月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成25年1月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,819円と新株予約権付与時における公正な評価単価650円を合算しております。

(ヌ)平成21年8月27日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成21年9月25日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	2,691個	2,644個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	269,100株	264,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,930円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年10月15日から 平成31年9月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 4,579円 資本組入額 2,290円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成21年9月25日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,930円は発行日(平成21年10月15日)の属する月の前月(平成21年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,812円と発行日の終値3,930円との比較により、3,930円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
① 平成23年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
② 平成25年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。  
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,930円と新株予約権付与時における公正な評価単価649円を合算しております。

(ル)平成21年8月27日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成22年6月30日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	100個	100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	10,000株	10,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,640円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月15日から 平成32年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 5,318円 資本組入額 2,659円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成22年6月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,640円は発行日(平成22年6月30日)の属する月の前月(平成22年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,454円と発行日の終値4,640円との比較により、4,640円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
① 平成24年7月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
② 平成26年7月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。  
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,640円と新株予約権付与時における公正な評価単価678円を合算しております。

(フ)平成22年8月26日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成22年9月22日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(注)1	2,966個	2,922個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	296,600株	292,200株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,338円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年10月15日から 平成32年9月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 4,872円 資本組入額 2,436円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成22年9月22日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。  
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,338円は発行日(平成22年10月15日)の属する月の前月(平成22年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,338円と発行日の終値3,665円との比較により、4,338円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
① 平成24年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。  
② 平成26年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。  
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,338円と新株予約権付与時における公正な評価単価534円を合算しております。

② 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ)平成13年8月23日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	172,500株	171,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,780円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 11,780円 資本組入額 5,890円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
  - ② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年6月1日～ 平成19年5月31日 (注)1	36,100	127,052,471	69	22,214	69	33,652
平成19年6月1日～ 平成20年5月31日 (注)1	35,100	127,087,571	68	22,282	68	33,720
平成20年6月1日～ 平成21年5月31日 (注)1	4,000	127,091,571	7	22,290	7	33,728
平成21年6月1日～ 平成22年5月31日 (注)1	1,100	127,092,671	2	22,292	2	33,730
平成22年6月1日～ 平成23年5月31日 (注)1	4,800	127,097,471	9	22,301	9	33,739
平成23年8月25日 (注)2	—	127,097,471	—	22,301	△28,087	5,652

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取り崩し、「その他資本剰余金」に振り替えたものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	64	35	648	289	30	43,657	44,724	—
所有株式数 (単元)	3	65,534	4,371	8,472	1,032,811	68	154,272	1,265,531	544,371
所有株式数 の割合(%)	0.0	5.2	0.3	0.7	81.6	0.0	12.2	100.0	—

(注) 1 自己株式4,935株は、「個人その他」に49単元および「単元未満株式の状況」に35株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ21単元および50株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成23年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク 常任代理人 SMBC日興証券株式会社	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A (東京都千代田区丸の内3丁目3番1号)	94,967	74.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,693	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,595	1.3
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟	793	0.6
ノーザントラストカンパニー (エイ ブイエフシー) アカウントユーエス エル	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	582	0.5
ジェーピーエムシービーオムニバス ユーエスペンショントリートイー ジャスデック380052	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	530	0.4
ジェーピーエムシービーユーエスエ ーレジデンツペンションジャスデッ クレンド385051	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	513	0.4
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	483	0.4
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505225	P. O. BOX351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	421	0.3
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	333	0.3
計	—	102,913	81.0

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,524千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,549千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	752千株
野村信託銀行株式会社	483千株

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,548,200	1,265,482	—
単元未満株式	普通株式 544,371	—	—
発行済株式総数	127,097,471	—	—
総株主の議決権	—	1,265,482	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,100株(議決権の数21個)含まれておりません。

## ② 【自己株式等】

平成23年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本オラクル株式会社	東京都港区北青山2丁目 5番8号	4,900	—	4,900	0.0
計	—	4,900	—	4,900	0.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を付与する方式によるもの、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるもの、ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

- ①旧商法第280条ノ19の規定に基づき、当社取締役および当社従業員に対して新株引受権を付与することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ)平成13年8月23日定時株主総会決議

決議年月日	平成13年8月23日
付与対象者の区分及び人数	取締役(社外取締役を除く)6名、従業員1,564名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会の終結時に在任する当社取締役のうち6名および平成12年8月1日現在の当社従業員名簿に記載されている従業員のうち1,564名(ただし、本議案にかかる新株引受権付与契約締結日において従業員であるものに限る)。

2 その他細目については、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する付与契約に定めております。

②旧商法第280条ノ20および280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議

決議年月日	平成14年8月21日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成14年9月24日取締役会決議) 当社の取締役(社外取締役を除く) 6名 当社の従業員 1,553名 第2回発行分(平成14年11月19日取締役会決議) 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議

決議年月日	平成15年8月21日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成15年9月24日取締役会決議) 当社の取締役(社外取締役を除く) 3名 当社の従業員 1,400名 第2回発行分(平成16年1月9日取締役会決議) 当社の従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成15年8月21日開催の第18回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議

決議年月日	平成16年8月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 3名 当社の従業員 888名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成16年8月25日開催の第19回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議

決議年月日	平成17年8月24日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成17年9月28日取締役会決議) 当社の従業員 1,166名 第2回発行分(平成18年3月23日取締役会決議) 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成17年8月24日開催の第20回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

③会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、執行役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ)平成18年8月29日定時株主総会決議

決議年月日	平成18年8月29日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成18年12月21日取締役会決議） 当社の従業員 1,135名 当社の取締役（社外取締役を除く） 3名 第2回発行分（平成19年9月27日取締役会決議） 当社の取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ロ)平成19年8月29日定時株主総会決議

決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成19年10月12日取締役会決議） 当社の従業員 1,055名 第2回発行分（平成20年6月27日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成19年8月29日開催の第22回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

## (ハ)平成20年8月22日定時株主総会決議

決議年月日	平成20年8月22日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成20年9月30日取締役会決議） 当社の従業員 472名 当社の取締役（社外取締役以外） 3名 当社の社外取締役 2名 第2回発行分（平成20年12月23日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

## (ニ)平成21年8月27日定時株主総会決議

決議年月日	平成21年8月27日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成21年9月25日取締役会決議） 当社の従業員 492名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 2名 第2回発行分（平成22年6月30日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## (ホ)平成22年8月26日定時株主総会決議

決議年月日	平成22年8月26日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成22年9月22日取締役会決議) 当社の従業員 460名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## (ヘ)平成23年8月25日定時株主総会決議

決議年月日	平成23年8月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 当社の執行役 当社の従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	330,000株を上限とする。(注)1
発行する新株予約権の総数	3,300個を上限とする。(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)3
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日まで
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとする。

- 2 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(注)1に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 3 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

上記に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の承認の直後に、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した新株予約権者(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)に対しては、交付する株式数を次の算式により調整し、この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

また、割当日後、普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整することができるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
  - ② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- 5 その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会または取締役会の決議により委任を受けた執行役の決定に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。また、付与対象者の区分ごとの人数については、今後の取締役会の決議に基づき定めることとする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	542	2,150,680
当期間における取得自己株式	50	171,500

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得は含まれておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注) 2	50	232,450	50	231,850
保有自己株式数	4,935	—	4,935	—

(注) 1 当期間の株式数ならびに処分価額の総額には、平成23年8月1日からこの有価証券報告書提出日までに処分した株式ならびにその価額は含まれておりません。

2 当該処分は会社法第194条第1項の規定に基づく単元未満株主の売渡請求による売り渡しによるものです。

3 当期間における保有自己株式数には、平成23年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

剰余金の配当については、当社の事業計画に必要な資金需要、業績、キャッシュ・フローのバランスを総合的に勘案し、自己資本比率、株主資本利益率等の財務指標を妥当な水準に維持し、経営の自由度を確保しながら、安定的な配当の継続により株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。この方針に基づき当面、配当性向は概ね40%を目指します。なお、配当にかかわる事務コストを最小化するため、配当の実施は年1回期末のみとさせていただきます。剰余金の配当方法については金銭での配当といたします。

自己株式の取得、準備金の額の減少、剰余金その他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応をいたします。

当社の剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

なお、当期につきましては、中間配当として1株当たり70円を実施しております。また、株主の皆様への利益還元として、当社第26回定時株主総会において、資本準備金および利益準備金の額の減少が承認されたため、特別配当を実施いたしました。この結果、1株当たりの期末配当金は390円（うち普通配当93円、特別配当297円。前期比290円増）、1株当たり年間配当金は460円（前期比290円増）、当期の配当性向は264.9%となりました。

当社は、「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨ならびに「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成22年12月22日 取締役会決議	8,896	70
平成23年7月21日 取締役会決議	49,566	390

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
最高(円)	5,830	5,490	5,020	4,705	4,715
最低(円)	4,620	4,450	2,995	3,300	3,120

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月	平成23年4月	平成23年5月
最高(円)	4,075	4,090	3,935	3,875	3,505	3,650
最低(円)	3,675	3,740	3,720	3,120	3,390	3,480

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

### (1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員会 委員 報酬委員会 委員	遠藤 隆雄	昭和29年1月19日生	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成13年3月 同社取締役 インダストリアル・サービス事業部長 平成14年4月 同社取締役 アジア・パシフィック インダストリアル・サービス・セクター担当 平成16年3月 同社常務執行役員 インダストリアル事業担当 平成18年1月 同社常務執行役員 BTO事業担当 平成19年8月 同社退職 平成20年6月 当社入社 社長執行役員 最高経営責任者 オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント (現任) 平成20年8月 当社取締役 代表執行役 社長 最高経営責任者 (現任)	(注) 2	—
取締役	—	野坂 茂	昭和28年9月12日生	昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成元年12月 アップルコンピュータ株式会社入社 平成8年3月 アラガン株式会社入社 平成8年11月 日本通信株式会社入社 上席執行役員最高財務責任者 平成14年4月 当社入社 CEO直属バイス・プレジデント財務担当 平成14年8月 当社取締役 常務執行役員最高財務責任者ファイナンス本部長 平成16年6月 当社取締役 専務執行役員最高財務責任者ファイナンス・インフラ開発・アプリケーションIT担当兼ファイナンス本部長 平成17年11月 当社退職 平成19年10月 当社入社 専務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス担当兼IT・総務担当兼ファイナンス本部長 平成20年8月 当社取締役 執行役 専務 最高財務責任者 兼 ファイナンス・ファシリテイ・IT・経営監査統括 平成23年6月 当社取締役 執行役 副社長 最高財務責任者 管理部門統括 (現任)	(注) 2	2

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数 (千株)
社外取締役	監査委員会 委員長 指名委員会 委員 報酬委員会 委員	デレク・エイチ ・ウィリアムズ	昭和19年12月30日生	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・ クリード(UK)入社 昭和44年4月 パーカー・ベン(UK)データ・プロ セシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ(UK)ディレクター 昭和60年12月 ユニソフト(UK)ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーション(UK) リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション バ イス・プレジデント アジア・パ シフィック統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント アジア・パシフィック統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・ プレジデント アジア・パシフィ ック統括 平成13年8月 当社取締役(現任) 平成18年6月 オラクル・コーポレーション チ ェアマン アンド エグゼクティ ブ・バイス・プレジデント アジ ア・パシフィック アンド ジャ パン 平成20年6月 同社 エグゼクティブ・バイス・ プレジデント ジャパン セール ス アンド コンサルティング 平成22年6月 同社 エグゼクティブ・バイス・ プレジデント(現任)	(注)2	—
社外取締役	指名委員会 委員長 監査委員会 委員	ジョン・エル・ ホール	昭和29年10月30日生	昭和52年1月 インターナショナル・ビジネス・ マシーンズ・コーポレーション (IBM)入社 平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オ ープンシステム セールス&マー ケティング ディレクター 平成6年10月 オラクル・コーポレーション コ ーポレート・グローバル・アライ アンス・マネジャー 平成8年6月 同社 バイス・プレジデント オ ラクル・アジア・パシフィック・ アライアンス 平成9年3月 同社 マネージング・ディレクタ ー オラクル・タイランド 平成9年9月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント オラクル・ワールドワイ ド・アライアンス 平成11年4月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント オラクル・ユニバーシティ (現任) 平成15年8月 当社取締役(現任)	(注)2	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数 (千株)
社外取締役	監査委員会 委員 報酬委員会 委員	エリック・ アール・ポール	昭和39年1月3日生	昭和63年3月 エイ・ティー・アンド・ティー・ コーポレーション 入社 平成6年6月 エイブリー・デニソン・コーポレ ーション コーポレート・ファイ ナンス マネジャー 平成9年6月 エイブリー・デニソン・ファスナ ー・ディビジョン(UK)ファイナ ンス ディレクター 平成11年11月 シスコ・システムズ・インク コ ーポレート・ファイナンス ディ レクター アシスタント・トレジ ャラー 平成13年5月 フレクストロニクス・インターナ ショナル・リミテッド アシスタ ント・トレジャラー 平成17年5月 オラクル・コーポレーション バ イス・プレジデント トレジャラー (現任) 平成18年8月 当社取締役(現任)	(注) 2	—
社外取締役	報酬委員会 委員長 監査委員会 委員 指名委員会 委員	グレゴリー・ アール・デイヴ イス	昭和29年8月11日生	昭和47年1月 クーパーズアンドドライブブランド オーストラリア入社 昭和63年10月 オラクル・コーポレーション・オ ーストラリア・ピーティワイ・リ ミテッド ファイナンスマネジャ ー 平成元年6月 同社 ファイナンスディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション ア ジアパシフィック ファイナンス ディレクター 平成8年6月 同社 アジア・パシフィック バ イス・プレジデント ファイナンス 平成13年6月 同社 アジア・パシフィック ア ンド ジャパン バイス・プレジ デント ファイナンス(現任) 平成17年3月 日本オラクルインフォメーション システムズ株式会社 取締役 平成19年8月 当社取締役(現任)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
社外取締役	監査委員会 委員	大 岸 聡	昭和32年3月18日	昭和56年12月 第一東京弁護士会登録 昭和56年12月 西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 昭和62年1月 西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー（現任） 平成17年4月 東海大学法科大学院教授（平成20年3月退任） 平成17年4月 のぞみ債権回収株式会社取締役（現任） 平成23年8月 当社取締役（現任）	(注) 2	—
社外取締役	監査委員会 委員	村 山 周 平	昭和24年10月22日	昭和47年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和51年3月 公認会計士登録 昭和53年8月 同ロサンジェルス事務所 昭和61年7月 同パートナー 平成5年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）ニューヨーク事務所 平成8年8月 同那覇事務所 平成12年8月 同東京事務所 平成23年7月 有限責任監査法人トーマツ 退職 平成23年8月 公認会計士村山周平事務所所長（現任） 当社取締役（現任）	(注) 2	—
計						2

- (注) 1 取締役デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ボール、グレゴリー・アール・デイヴィス、大岸聡、村山周平は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

## (2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	社長 最高経営責任者	遠 藤 隆 雄	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	—
執行役	副社長 最高財務責任者 管理部門統括	野 坂 茂	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	2
計						2

- (注) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は継続的に企業価値を高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考え、すべてのステークホルダーに対する経営の責任を果たすべく、日本の法制度等に合致し、さらに親会社であるオラクル・コーポレーションのコーポレート・ガバナンス方針に基づいた体制の整備に努めております。

また、従業員に対しては全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct (倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称：オラクル・コード)」の周知徹底を図り、企業活動遂行上の基本指針としております。

### ① 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、平成20年8月22日開催の定時株主総会決議をもって、監査役設置会社から委員会設置会社へ移行いたしました。当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制に整えるべく、平成12年に取締役の任期を1年に短縮するとともに執行役員制度を導入し、平成14年には取締役の候補者選定および報酬決定の適正性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置する等の施策を行ってまいりました。委員会設置会社へ移行により、これまでの施策を通じて整えてきた体制をさらに強化し、より高いコーポレート・ガバナンスの確立を目指すことを目的としております。

#### (イ) 会社の機関の内容

##### (a) 取締役会

取締役会は、8名の取締役（うち6名は社外取締役）からなり、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、執行役の職務の分掌、その他の重要な経営の意思決定、ならびに執行役等の職務の執行の監督を行っております。

##### (b) 監査委員会

監査委員会は、監査の基本方針および実施計画の作成ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定しております。同委員会は、6名の社外取締役全員により構成されております。

##### (c) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役が受ける報酬等の方針の策定および個人別の報酬等の内容等を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、委員長を含め4名の取締役（うち3名は社外取締役）で構成されております。

##### (d) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、委員長を含め4名の取締役（うち3名は社外取締役）で構成されております。

(e) 業務執行機関等

執行役2名ならびに執行役員(26名)が担当しております。そのほか、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の一環として、執行役以下重要な組織の長を主構成員とする執行役会(Executive Management Committee)を設置しております。原則として毎四半期に1回開催し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定を行っております。

さらに、事業計画の達成、全社的な組織改革、従業員の労働環境を中心とした重要課題を討議し、執行役の迅速な意思決定と機動的な業務執行を補佐することを目的として、代表執行役社長以下全社横断的な部門の長を主要構成員とする経営会議を設置しております。原則として隔週に1回開催し、事業戦略の討議や情報共有、全社に向けた情報発信を積極的に行うことで、透明性の高い経営の確保を推進しております。

また、企業経営または日常の業務執行に際しては、必要の都度弁護士ならびに公認会計士等の専門家からのアドバイスを受け、外部によるチェック機能の充実を図っております。

(ロ) 内部統制システムの整備状況

(a) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要ときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

(b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる執行役を定める。

(c) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 代表執行役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。

(ii) 執行役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

(d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。

(ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。

(iii) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。

(iv) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。

(v) 監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。

- (e) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
  - (ii) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。コンプライアンスに係る内部通報窓口とは別に、取締役会が任命する執行役及び執行役員の不正行為について、監査委員会に通報することができる体制をとる。
  - (iii) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。
  - (iv) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査委員会に報告する。

(f) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、事務局を置く。

(g) 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項

前号の事務局に属する使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重する。

(h) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役および使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。

(ハ) 内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図るべく、内部監査担当部門として監査部（2名）を設置しております。当該部門は、業務の適法性、妥当性および効率性について公正かつ客観的な立場で検討および評価を行い、監査結果を報告し、これに基づき改善あるいは合理化への助言・提案を行うとともに、その対応状況を適宜確認しております。監査委員は、当該部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前の説明を受け、その修正を求めることができるだけでなく、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる体制をとっております。

監査委員会による監査につきましては、監査委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、適法性・妥当性を監査いたします。代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める体制をとっております。なお、社外取締役で監査委員の大岸聡氏は弁護士資格を、社外取締役で監査委員の村山周平氏は公認会計士の資格を有し、両氏とも弁護士あるいは公認会計士としての豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する知見を有しております。

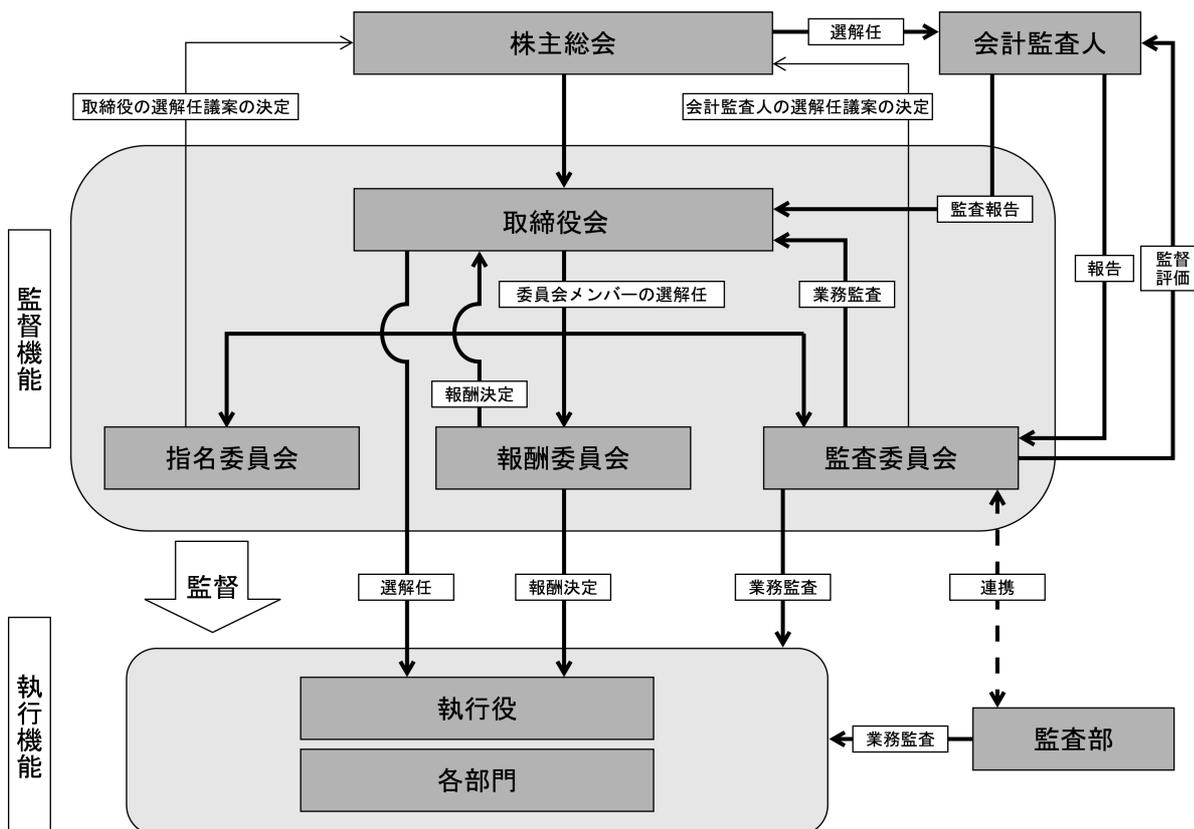
会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、監査契約に基づき年度会計監査および四半期レビューを受けております。会計監査人と当社との間に特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	戸田 彰	新日本有限責任監査法人
	石黒 一裕	

- (注) 1 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。  
 2 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。  
 3 監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、その他11名です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりとなります。



② 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役は6名で、デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は親会社であるオラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏は同社のシニア・バイス・プレジデントを、エリック・アール・ボール氏は同社のバイス・プレジデントを兼務しております。なお、当社とオラクル・コーポレーションとの資本的関係、取引関係については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」および「同 4 関係会社の状況」をご参照ください。

グレゴリー・アール・デイヴィス氏は、オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドに勤務し、米国オラクル・コーポレーションのアジア・パシフィック アンド ジャパン ファイナンス バイス・プレジデントを兼務しております。オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドは、当社と同じく米国オラクル・コーポレーションを中心とする企業集団に属しております。

大岸聡氏は、弁護士であります。同氏が代表または所属する法人との間に資本、人事、技術、取引等の利害関係はありません。

村山周平氏は公認会計士であります。同氏が代表または所属する法人との間に資本、人事、技術、取引等の利害関係はありません。

また、大岸聡氏と村山周平氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。

社外取締役の選任状況については、現状の社外取締役6名体制で、期待する機能と役割を十分に担っていただけると認識しております。

なお、社外取締役は、取締役会や監査委員会を通じて、会計監査人、および内部統制部門の活動状況についての報告を受け、より透明性の高い経営監督体制の整備に尽力しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

#### ④ 役員報酬等の内容

(イ) 当事業年度（第26期）に係る当社の取締役に対する報酬等の内容は、以下のとおりです。

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	155百万円 (20百万円)
計	4名 (2名)	155百万円 (20百万円)

- (注) 1 上記の表には取締役4名（うち社外取締役2名）に対する新株予約権の当事業年度に係る費用32百万円（うち社外取締役分1百万円）が含まれております。なお、当事業年度においては取締役4名（うち社外取締役2名）に対して600個（うち社外取締役50個）の新株予約権を付与しております。
- 2 役員退職慰労金制度はありません。
- 3 上記の表には当事業年度に係る取締役4名（うち社外取締役2名）に対する賞与引当額36百万円（うち社外取締役3百万円）が含まれております。
- 4 当社の執行役は全員取締役を兼務しており、執行役としての報酬は支払っておりません。

#### (ロ) 役員報酬の決定方針および決定方法

取締役および執行役の報酬は、基本報酬部分および業績連動型賞与部分の2つからなっており、それぞれ以下の方針に基づいて決定しております。

##### (a) 基本報酬部分

同業他社の支給水準を鑑み、役割、職責に見合った報酬水準を設定しております。

##### (b) 業績連動型賞与部分

その期の会社が重点を置くべき項目（売上・利益等）を指標として設定し、期初に立てた目標値の達成度に応じて支給されます。営業利益目標の達成度および当社ライセンス製品の対前期比の売上成長の指標に、当期からは新たなビジネス領域であるハードウェア事業のマージン（営業利益）という要素も加え、さらに会社業績と密接に連動させることにより、経営者としての責任や結果を明確に反映させるシステムを採用しております。

⑤ 株式の保有状況

(イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 6銘柄

貸借対照表計上額の合計額 176百万円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く）の銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

前事業年度（第25期）

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
新日鉄ソリューションズ(株)	45,600	81	業務関係維持・強化
パナソニック電工インフォメーションシステムズ(株)	13,300	28	業務関係維持・強化
サイオステクノロジー(株)	200	5	業務関係維持・強化

当事業年度（第26期）

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
新日鉄ソリューションズ(株)	45,600	64	業務関係維持・強化
サイオステクノロジー(株)	200	3	業務関係維持・強化

(ハ) 保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策および配当政策の機動的な実行を図るべく定めるものであります。

⑨ 取締役および執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役および執行役（取締役および執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および執行役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 会社と特定の株主の間の利益相反取引について

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度（第25期）		当事業年度（第26期）	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
52	—	63	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の額については、その決定方針に関して特段の規程を定めておりませんが、監査内容および日数などにより妥当性を検討し、事前に監査委員会の同意を得て決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）及び当事業年度（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、最新の会計基準等の内容を的確に把握し、適正な財務諸表等を作成するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構や監査法人等が主催する研修に参加しております。また、社内規程、マニュアルの整備を適宜行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

### (1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

### (2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	59,353	22,830
受取手形	1	—
売掛金	15,496	22,093
有価証券	3,001	2,003
商品及び製品	3	0
前払費用	149	146
繰延税金資産	1,646	2,216
短期貸付金	—	37,986
未収入金	879	1,280
その他	51	27
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	80,580	88,584
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,576	17,697
減価償却累計額	△1,687	△2,582
建物（純額）	15,889	15,114
工具、器具及び備品	3,679	3,883
減価償却累計額	△2,137	△2,438
工具、器具及び備品（純額）	1,541	1,444
土地	26,057	26,057
有形固定資産合計	43,488	42,615
無形固定資産		
ソフトウェア	49	35
その他	0	0
無形固定資産合計	49	35
投資その他の資産		
投資有価証券	310	176
繰延税金資産	238	250
差入保証金	1,257	1,295
破産更生債権等	0	0
その他	35	34
貸倒引当金	△9	△9
投資その他の資産合計	1,832	1,747
固定資産合計	45,370	44,398
資産合計	125,951	132,982

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	5,994	8,203
未払金	3,366	5,222
未払法人税等	8,617	8,016
未払消費税等	1,560	1,379
前受金	19,111	21,371
預り金	220	37
賞与引当金	1,237	2,144
役員賞与引当金	22	36
製品保証引当金	—	4
その他	156	298
流動負債合計	40,287	46,715
固定負債		
その他	91	91
固定負債合計	91	91
負債合計	40,378	46,806
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	22,292	22,301
資本剰余金		
資本準備金	33,730	33,739
資本剰余金合計	33,730	33,739
利益剰余金		
利益準備金	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,904	28,365
利益剰余金合計	28,904	29,365
自己株式	△21	△22
株主資本合計	84,906	85,383
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	△19
評価・換算差額等合計	1	△19
新株予約権	665	812
純資産合計	85,573	86,176
負債純資産合計	125,951	132,982

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月 31日)
<b>売上高</b>		
ソフトウェアプロダクト売上高	38,144	—
ソフトウェア・ライセンス売上高	—	38,666
アップデート・プロダクトサポート売上高	59,237	—
アップデート&プロダクトサポート売上高	—	61,924
ハードウェア・システムズ売上高	—	15,437
サービス売上高	13,451	16,695
売上高合計	110,833	132,724
<b>売上原価</b>		
ソフトウェアプロダクト売上原価	14,752	—
ソフトウェア・ライセンス売上原価	—	15,673
アップデート・プロダクトサポート売上原価	24,458	—
アップデート&プロダクトサポート売上原価	—	27,822
ハードウェア・システムズ売上原価	—	12,896
サービス売上原価	8,676	10,775
売上原価合計	47,887	67,167
<b>売上総利益</b>	62,945	65,556
<b>販売費及び一般管理費</b>		
広告宣伝費	1,579	1,737
業務委託費	3,850	3,407
貸倒損失	—	41
役員賞与引当金繰入額	22	36
役員報酬	86	86
給料及び手当	9,961	11,634
賞与引当金繰入額	993	1,660
賞与	1,013	1,608
株式報酬費用	171	141
退職給付費用	201	171
福利厚生費	1,624	2,154
採用費	27	39
教育研修費	62	102
交際費	97	123
旅費及び交通費	464	575
通信費	461	735
消耗品費	566	618
賃借料	839	881
減価償却費	1,046	1,064
その他	1,012	1,544
販売費及び一般管理費合計	24,082	28,365
<b>営業利益</b>	38,863	37,191

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
<b>営業外収益</b>		
受取利息	160	97
有価証券利息	2	2
保険配当金	35	29
その他	90	34
営業外収益合計	288	163
<b>営業外費用</b>		
為替差損	—	37
その他	2	0
営業外費用合計	2	37
<b>経常利益</b>	39,149	37,316
<b>特別利益</b>		
新株予約権戻入益	21	57
投資有価証券売却益	16	70
特別利益合計	38	127
<b>特別損失</b>		
事業構造改善費用	* 376	* 108
固定資産除却損	19	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	24
特別損失合計	395	132
<b>税引前当期純利益</b>	38,792	37,311
法人税、住民税及び事業税	15,976	15,812
法人税等調整額	△46	△566
法人税等合計	15,930	15,245
<b>当期純利益</b>	22,862	22,065

【売上原価明細書】

A. ソフトウェア・ライセンス売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)		当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費			152	1.0	—
II 商品仕入高			729	5.0	—
III ロイヤルティ料			13,870	94.0	15,673
ソフトウェア・ライセンス 売上原価			14,752	100.0	15,673

B. アップデート&プロダクト・サポート売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)		当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費		1,860	7.6	2,122	7.6
II 外注委託費		173	0.7	221	0.8
III 経費	※	312	1.3	259	0.9
IV ロイヤルティ料		22,111	90.4	25,218	90.7
アップデート&プロダク ト・サポート売上原価		24,458	100.0	27,822	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。 減価償却費 92百万円	※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。 減価償却費 96百万円

C. ハードウェア・システムズ売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)		当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 当期仕入高		—	—	10,151	78.7
II 労務費		—	—	1,641	12.7
III 外注委託費		—	—	724	5.6
IV 経費	※	—	—	379	3.0
ハードウェア・システム ズ売上原価		—	—	12,896	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
※	※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 188百万円

D. サービス売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)		当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費		6,058	64.6	7,020	61.3
II 外注委託費		1,956	20.8	2,740	24.0
III 経費	※1	1,369	14.6	1,681	14.7
当期総発生費用		9,385	100.0	11,442	100.0
他勘定振替高	※2	708		667	
サービス売上原価		8,676		10,775	

(注)

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 206百万円 旅費及び交通費 301百万円 減価償却費 268百万円	※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 282百万円 旅費及び交通費 388百万円 減価償却費 272百万円
※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 業務委託費 631百万円	※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 業務委託費 627百万円

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月 31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	22,290	22,292
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2	9
当期変動額合計	2	9
当期末残高	22,292	22,301
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	33,728	33,730
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2	9
当期変動額合計	2	9
当期末残高	33,730	33,739
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	33,728	33,730
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2	9
当期変動額合計	2	9
当期末残高	33,730	33,739
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	1,000	1,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000	1,000
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	26,647	27,904
当期変動額		
剰余金の配当	△21,604	△21,605
当期純利益	22,862	22,065
自己株式の処分	—	△0
当期変動額合計	1,257	460
当期末残高	27,904	28,365
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	27,647	28,904
当期変動額		
剰余金の配当	△21,604	△21,605
当期純利益	22,862	22,065
自己株式の処分	—	△0
当期変動額合計	1,257	460
当期末残高	28,904	29,365

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月 31 日)	当事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月 31 日)
<b>自己株式</b>		
前期末残高	△17	△21
当期変動額		
自己株式の取得	△3	△2
自己株式の処分	—	0
当期変動額合計	△3	△1
当期末残高	△21	△22
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	83,648	84,906
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	4	18
剰余金の配当	△21,604	△21,605
当期純利益	22,862	22,065
自己株式の取得	△3	△2
自己株式の処分	—	0
当期変動額合計	1,257	477
当期末残高	84,906	85,383
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	△7	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	△20
当期変動額合計	9	△20
当期末残高	1	△19
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	△7	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	△20
当期変動額合計	9	△20
当期末残高	1	△19
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	438	665
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	226	147
当期変動額合計	226	147
当期末残高	665	812
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	84,079	85,573
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	4	18
剰余金の配当	△21,604	△21,605
当期純利益	22,862	22,065
自己株式の取得	△3	△2
自己株式の処分	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	235	126
当期変動額合計	1,493	603
当期末残高	85,573	86,176

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	38,792	37,311
減価償却費	1,437	1,498
株式報酬費用	247	204
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	461	907
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	22	13
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	—	4
受取利息及び受取配当金	△191	△115
投資有価証券売却損益 (△は益)	△16	△70
固定資産除売却損益 (△は益)	21	0
売上債権の増減額 (△は増加)	△189	△6,595
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△0	2
未収入金の増減額 (△は増加)	△342	△403
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	4	4
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,363	2,208
未払金の増減額 (△は減少)	△692	1,893
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,560	△181
前受金の増減額 (△は減少)	1,806	2,260
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	163	△101
その他	△11	21
小計	44,431	38,864
利息及び配当金の受取額	209	138
法人税等の支払額	△14,963	△16,351
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>29,677</b>	<b>22,651</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△545	△666
有形固定資産の売却による収入	4	12
無形固定資産の取得による支出	△0	△1
投資有価証券の売却による収入	34	170
短期貸付けによる支出	—	△37,986
貸付金の回収による収入	37,015	—
定期預金の預入による支出	△69,000	△50,000
定期預金の払戻による収入	30,000	79,000
差入保証金の差入による支出	△2	△300
差入保証金の回収による収入	309	184
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△2,183</b>	<b>△9,587</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	4	18
自己株式の取得による支出	△3	△2
自己株式の売却による収入	—	0
配当金の支払額	△21,603	△21,600
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△21,602</b>	<b>△21,584</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,890	△8,520
現金及び現金同等物の期首残高	17,464	23,354
現金及び現金同等物の期末残高	※ 23,354	※ 14,834

【重要な会計方針】

項目	前事業年度（第25期） （自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日）	当事業年度（第26期） （自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>②時価のないもの 株式：移動平均法による原価法 債券：償却原価法</p>	<p>その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの 同左</p> <p>②時価のないもの 同左</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>商品及び製品 月別総平均法</p>	<p>通常の販売目的で保有するたな卸資産 同左</p> <p>商品及び製品 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>①建物 定額法</p> <p>②工具、器具及び備品 イ. コンピュータハードウェア 定額法 ロ. その他 定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物 5年～38年 ②工具、器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ. サーバー 3年 ハ. その他 5年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>①建物 同左</p> <p>②工具、器具及び備品 イ. コンピュータハードウェア 同左 ロ. その他 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物 5年～38年 ②工具、器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ. サーバー 3年 ハ. その他 5年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前事業年度（第25期） （自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日）	当事業年度（第26期） （自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日）
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(4) _____</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 製品保証引当金 製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を、過去の実績を基礎として計上しております。</p>
5 収益の計上基準	コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。	同左
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

【会計方針の変更】

前事業年度（第25期） （自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）	当事業年度（第26期） （自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）
<p>（工事契約に関する会計基準の適用）</p> <p>当期より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しております。なお、当社は従来より、当該基準及び指針の適用対象である一部のソフトウェアプロダクト売上について進行基準を適用しており、この変更による当期の売上高、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	
	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）</p> <p>当期より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。この適用による、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度（第25期） （自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）	当事業年度（第26期） （自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）
<p>（損益計算書） 売上原価明細</p> <p>前期においてソフトウェアプロダクト売上原価明細に「ロイヤルティ料」として一括掲記しておりました「商品仕入高」は重要性が増したため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前期の「ロイヤルティ料」に含まれている「商品仕入高」の金額は14百万円であります。</p>	<p>（損益計算書）</p> <p>「売上高」、「売上原価」の内容は、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）の適用を契機に報告セグメントの区分との整合性を図り、財務諸表の明瞭性と一覽性を増すため下記の通り表示しております。</p> <p>前期 ソフトウェアプロダクト売上高 ソフトウェアプロダクト売上原価 アップデート・プロダクトサポート売上高 アップデート・プロダクトサポート売上高原価</p> <p>当期 ソフトウェア・ライセンス売上高 ソフトウェア・ライセンス売上原価 アップデート&amp;プロダクト・サポート売上高 アップデート&amp;プロダクト・サポート売上原価</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度（第25期） （自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）	当事業年度（第26期） （自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）
※ 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金、賃借オフィスの撤退に伴う原状回復工事費用等であります。	※ 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(第25期) (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式(注)	127,091	1	—	127,092
自己株式 普通株式	3	0	—	4

(注) 発行済株式数の増加1千株は新株予約権行使によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当期末残高 (百万円)
			前期末	当期増加	当期減少	当期末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	665
合計		—	—	—	—	—	665

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年7月29日 取締役会	普通株式	12,708	100	平成21年5月31日	平成21年8月28日
平成21年12月22日 取締役会	普通株式	8,896	70	平成21年11月30日	平成22年2月8日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年7月23日 取締役会	普通株式	12,708	利益剰余金	100	平成22年5月31日	平成22年8月12日

当事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式(注)	127,092	4	—	127,097
自己株式 普通株式	4	0	0	4

(注) 発行済株式数の増加4千株は新株予約権行使によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当期末残高 (百万円)
			前期末	当期増加	当期減少	当期末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	812
合計		—	—	—	—	—	812

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年7月23日 取締役会	普通株式	12,708	100	平成22年5月31日	平成22年8月12日
平成22年12月22日 取締役会	普通株式	8,896	70	平成22年11月30日	平成23年2月7日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年7月21日 取締役会	普通株式	21,478	利益剰余金	169	平成23年5月31日	平成23年8月26日
		28,087	資本剰余金	221	平成23年5月31日	平成23年8月26日
	合計	49,566		390		

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (第25期) (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月 31 日)	当事業年度 (第26期) (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月 31 日)
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 5 月 31 日現在)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 5 月 31 日現在)
現金及び預金 59,353百万円	現金及び預金 22,830百万円
有価証券 3,001百万円	有価証券 2,003百万円
預入期間が3か月超の定期預金 $\Delta$ 39,000百万円	預入期間が3か月超の定期預金 $\Delta$ 10,000百万円
現金及び現金同等物 23,354百万円	現金及び現金同等物 14,834百万円

## (リース取引関係)

前事業年度 (第25期) (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月 31 日)	当事業年度 (第26期) (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月 31 日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料
1年内 1,044百万円	1年内 1,044百万円
1年超 2,351百万円	1年超 1,306百万円
合計 3,395百万円	合計 2,351百万円

(金融商品関係)

前事業年度(第25期) (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程(オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠)に則り、高格付の円貨建有価証券への投資及び高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信管理規程(オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠)に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握することにより、リスクの軽減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は価格変動リスク及び信用リスクに晒されておりますが、高格付の円貨建有価証券への投資に限定すること、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することなどにより、リスクの軽減をはかっております。

営業債務である買掛金は、短期に決済されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2参照)。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	59,353	59,353	—
(2) 受取手形、売掛金及び未収入金 貸倒引当金(*)	16,377 △2		
	16,374	16,374	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	3,116	3,116	—
資産計	78,844	78,844	—
(1) 買掛金	5,994	5,994	—
(2) 未払金	3,366	3,366	—
(3) 未払法人税等	8,617	8,617	—
負債計	17,978	17,978	—

(\*) 受取手形、売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金であります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金(2)受取手形、売掛金及び未収入金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1)買掛金(2)未払金(3)未払法人税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	195

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3)有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

(追加情報)

当期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、高格付の円貨建有価証券への投資及び高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信管理規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握することにより、リスクの軽減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は価格変動リスク及び信用リスクに晒されておりますが、高格付の円貨建有価証券への投資に限定すること、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することなどにより、リスクの軽減をはかっております。

営業債務である買掛金は、短期に決済されております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	22,830	22,830	—
(2) 受取手形、売掛金及び未収入金 貸倒引当金 (*)	23,374 △2		
	23,371	23,371	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,071	2,071	—
(4) 短期貸付金	37,986	37,986	—
資産計	86,261	86,261	—
(1) 買掛金	8,203	8,203	—
(2) 未払金	5,222	5,222	—
(3) 未払法人税等	8,016	8,016	—
負債計	21,442	21,442	—

(\*) 受取手形、売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金であります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金(2)受取手形、売掛金及び未収入金(4)短期貸付金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1)買掛金(2)未払金(3)未払法人税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	108

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3)有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

(有価証券関係)

前事業年度(第25期) (平成22年5月31日現在)

1 子会社株式

該当事項はありません。

2 その他有価証券

	種類	貸借対照表日における貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	33	12	21
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	33	12	21
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	81	99	△18
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	81	99	△18
合計		114	111	3

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 195百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当期中に売却したその他有価証券(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（第26期）（平成23年5月31日現在）

1 その他有価証券

	種類	貸借対照表日における貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3	1	2
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	3	1	2
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	64	99	△34
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	64	99	△34
合計		68	100	△32

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 108百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当期中に売却したその他有価証券(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（第25期） （自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）	当事業年度（第26期） （自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度（第25期）（平成22年5月31日現在）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月より確定拠出年金制度を採用しております。

2 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額は353百万円であります。

当事業年度（第26期）（平成23年5月31日現在）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月より確定拠出年金制度を採用しております。

2 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額は324百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(第25期)(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

1 スtock・オプションにかかる当期における費用計上額及び科目名

売上原価 76百万円

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 171百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社従業員 1,281名	当社取締役 9名 当社従業員 1,410名
ストック・オプション数(注)	普通株式 750,000株	普通株式 400,000株
付与日	平成11年10月1日	平成12年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成11年10月1日)以降、権利確定日(平成13年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成11年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成14年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成11年10月1日から平成13年9月30日まで ②平成11年10月1日から平成15年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成12年10月1日から平成14年9月30日まで ②平成12年10月1日から平成16年9月30日まで
権利行使期間	平成13年10月1日から平成21年8月25日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社従業員 1,564名	当社取締役 6名 当社従業員 1,553名
ストック・オプション数(注)	普通株式 499,700株	普通株式 492,400株
付与日	平成13年10月1日	平成14年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成13年10月1日から平成15年9月30日まで ②平成13年10月1日から平成17年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成14年10月1日から平成16年9月30日まで ②平成14年10月1日から平成18年9月30日まで
権利行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成15年第1回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 1,400名	当社取締役 3名 当社従業員 888名
ストック・オプション数(注)	普通株式 334,300株	普通株式 336,300株
付与日	平成15年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成20年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成15年10月1日から平成17年9月30日まで ②平成15年10月1日から平成19年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成16年10月1日から平成18年9月30日まで ②平成16年10月1日から平成20年9月30日まで
権利行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成17年第1回 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1,166名	当社従業員 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式 326,000株	普通株式 3,000株
付与日	平成17年10月1日	平成18年3月23日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成18年3月23日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成18年3月23日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成17年10月1日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成17年10月1日から平成21年9月30日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年3月23日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成18年3月23日から平成21年9月30日まで</p>
権利行使期間	<p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>同左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1,135名	当社従業員 984名
ストック・オプション数(注)	普通株式 283,600株	普通株式 280,100株
付与日	平成18年12月25日	平成19年10月15日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成20年12月25日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成22年12月25日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成21年10月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年12月25日から平成20年12月25日まで</p> <p>②平成18年12月25日から平成22年12月25日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年10月15日から平成21年10月15日まで</p> <p>②平成19年10月15日から平成23年10月15日まで</p>
権利行使期間	<p>平成20年12月25日から平成28年8月29日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年10月15日から平成29年8月29日まで</p> <p>同左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員(注) 1 1名	当社取締役(注) 2 5名 当社従業員 472名
ストック・オプション数(注) 3	普通株式 34,000株	普通株式 311,600株
付与日	平成20年6月30日	平成20年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成20年6月30日)以降、権利確定日(平成22年6月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成20年6月30日)以降、権利確定日(平成24年6月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成22年10月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成24年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成20年6月30日から平成22年6月30日まで ②平成20年6月30日から平成24年6月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成20年10月15日から平成22年10月15日まで ②平成20年10月15日から平成24年10月15日まで
権利行使期間	平成22年6月30日から平成29年8月29日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成22年10月15日から平成30年9月30日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(注) 1 平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会において、取締役兼務執行役に就任いたしました。

2 執行役兼務者3名を含んでおります。

3 株式数に換算して記載しております。

	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社取締役(注)1 4名 当社従業員 478名
ストック・オプション数(注)2	普通株式 5,000株	普通株式 306,300株
付与日	平成21年1月15日	平成21年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成23年1月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成25年1月15日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成21年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成21年10月15日)以降、権利確定日(平成25年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成21年1月15日から平成23年1月15日まで ②平成21年1月15日から平成25年1月15日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成21年10月15日から平成23年10月15日まで ②平成21年10月15日から平成25年10月15日まで
権利行使期間	平成23年1月15日から平成30年12月23日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成23年10月15日から平成31年9月25日まで  同左

(注) 1 執行役兼務者2名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当期において存在したストック・オプションを対象として、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

## ①ストック・オプションの数

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前期末	196,950	146,100	204,600	167,300
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	1,100
失効	196,950	9,000	14,800	11,900
未行使残	—	137,100	189,800	154,300
	平成15年第1回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	—	—	87,700	1,500
付与	—	—	—	—
失効	—	—	1,800	—
権利確定	—	—	85,900	1,500
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前期末	185,500	185,800	135,700	1,500
権利確定	—	—	85,900	1,500
権利行使	—	—	—	—
失効	13,400	13,500	9,900	3,000
未行使残	172,100	172,300	211,700	—
	平成18年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション	平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	78,100	243,500	34,000	291,100
付与	—	—	—	—
失効	8,500	11,400	—	23,000
権利確定	—	144,000	—	—
未確定残	69,600	88,100	34,000	268,100
権利確定後 (株)				
前期末	146,900	—	—	—
権利確定	—	144,000	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	11,900	6,300	—	—
未行使残	135,000	137,700	—	—

	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前期末	5,000	—
付与	—	306,300
失効	—	5,900
権利確定	—	—
未確定残	5,000	300,400
権利確定後 (株)		
前期末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

		平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	11,132	28,205
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	11,780	3,870
行使時平均株価	(円)	—	3,917
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成15年第1回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,931	5,583
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成17年第1回 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,000	5,760
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成18年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,490	5,240
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	1,732	1,485

		平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	4,679	4,787
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	893	736

		平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	3,819	3,930
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	650	649

### 3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成21年第1回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

		平成21年第1回 ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	30.3%
予想残存期間	(注) 2	6.5年
予想配当利回り	(注) 3	4.40%
無リスク利子率	(注) 4	0.61%

(注) 1 予想残存期間に対応する期間の過去株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとして見積もっております。

3 前事業年度(第24期)の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

### 4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

1 ストック・オプションにかかる当期における費用計上額及び科目名

売上原価 63百万円  
販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 141百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 57百万円

3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社従業員 1,410名	当社取締役 6名 当社従業員 1,564名
ストック・オプション数(注)	普通株式 400,000株	普通株式 499,700株
付与日	平成12年10月1日	平成13年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成14年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成12年10月1日から平成14年9月30日まで ②平成12年10月1日から平成16年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成13年10月1日から平成15年9月30日まで ②平成13年10月1日から平成17年9月30日まで
権利行使期間	平成14年10月1日から平成22年8月24日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで  同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成14年第1回 ストック・オプション	平成15年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社従業員 1,553名	当社取締役 3名 当社従業員 1,400名
ストック・オプション数(注)	普通株式 492,400株	普通株式 334,300株
付与日	平成14年10月1日	平成15年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成14年10月1日から平成16年9月30日まで ②平成14年10月1日から平成18年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成15年10月1日から平成17年9月30日まで ②平成15年10月1日から平成19年9月30日まで
権利行使期間	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで  同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 888名	当社従業員 1,166名
ストック・オプション数(注)	普通株式 336,300株	普通株式 326,000株
付与日	平成16年10月1日	平成17年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成20年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成16年10月1日から平成18年9月30日まで ②平成16年10月1日から平成20年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成17年10月1日から平成19年9月30日まで ②平成17年10月1日から平成21年9月30日まで
権利行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1,135名	当社従業員 984名
ストック・オプション数(注)	普通株式 283,600株	普通株式 280,100株
付与日	平成18年12月25日	平成19年10月15日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成20年12月25日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成22年12月25日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成21年10月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年12月25日から平成20年12月25日まで</p> <p>②平成18年12月25日から平成22年12月25日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年10月15日から平成21年10月15日まで</p> <p>②平成19年10月15日から平成23年10月15日まで</p>
権利行使期間	<p>平成20年12月25日から平成28年8月29日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年10月15日から平成29年8月29日まで</p> <p>同左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員(注) 1 1名	当社取締役(注) 2 5名 当社従業員 472名
ストック・オプション数(注) 3	普通株式 34,000株	普通株式 311,600株
付与日	平成20年6月30日	平成20年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成20年6月30日)以降、権利確定日(平成22年6月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成20年6月30日)以降、権利確定日(平成24年6月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成22年10月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成24年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成20年6月30日から平成22年6月30日まで ②平成20年6月30日から平成24年6月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成20年10月15日から平成22年10月15日まで ②平成20年10月15日から平成24年10月15日まで
権利行使期間	平成22年6月30日から平成29年8月29日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成22年10月15日から平成30年9月30日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(注) 1 平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会において、取締役兼務執行役に就任いたしました。

2 執行役兼務者3名を含んでおります。

3 株式数に換算して記載しております。

	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社取締役(注)1 4名 当社従業員 478名
ストック・オプション数(注)2	普通株式 5,000株	普通株式 306,300株
付与日	平成21年1月15日	平成21年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成23年1月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成25年1月15日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成21年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成21年10月15日)以降、権利確定日(平成25年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成21年1月15日から平成23年1月15日まで ②平成21年1月15日から平成25年1月15日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成21年10月15日から平成23年10月15日まで ②平成21年10月15日から平成25年10月15日まで
権利行使期間	平成23年1月15日から平成30年12月23日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成23年10月15日から平成31年9月25日まで  同左

(注) 1 執行役兼務者2名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

	平成21年第2回 ストック・オプション	平成22年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社取締役(注)1 4名 当社従業員 460名
ストック・オプション数(注)2	普通株式 10,000株	普通株式 306,200株
付与日	平成22年7月15日	平成22年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成22年7月15日)以降、権利確定日(平成24年7月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成22年7月15日)以降、権利確定日(平成26年7月15日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①付与日(平成22年10月15日)以降、権利確定日(平成24年10月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成22年10月15日)以降、権利確定日(平成26年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成22年7月15日から平成24年7月15日まで ②平成22年7月15日から平成26年7月15日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。  ①平成22年10月15日から平成24年10月15日まで ②平成22年10月15日から平成26年10月15日まで
権利行使期間	平成24年7月15日から平成32年6月30日まで  付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成24年10月15日から平成32年9月22日まで  同左

(注)1 執行役兼務者2名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当期において存在したストック・オプションを対象として、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

## ①ストック・オプションの数

	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション	平成15年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前期末	137,100	189,800	154,300	172,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	4,800	—
失効	137,100	17,300	7,900	14,800
未行使残	—	172,500	141,600	157,300
	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション	平成18年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	—	—	69,600	88,100
付与	—	—	—	—
失効	—	—	11,700	11,800
権利確定	—	—	57,900	—
未確定残	—	—	—	76,300
権利確定後 (株)				
前期末	172,300	211,700	135,000	137,700
権利確定	—	—	57,900	—
権利行使	—	—	—	—
失効	15,500	21,500	20,700	14,700
未行使残	156,800	190,200	172,200	123,000
	平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	34,000	268,100	5,000	300,400
付与	—	—	—	—
失効	—	23,300	—	31,300
権利確定	17,000	135,900	2,500	—
未確定残	17,000	108,900	2,500	269,100
権利確定後 (株)				
前期末	—	—	—	—
権利確定	17,000	135,900	2,500	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	7,700	—	—
未行使残	17,000	128,200	2,500	—

	平成21年第2回 ストック・オプション	平成22年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前期末	—	—
付与	10,000	306,200
失効	—	9,600
権利確定	—	—
未確定残	10,000	296,600
権利確定後 (株)		
前期末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

		平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	28,205	11,780
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成14年第1回 ストック・オプション	平成15年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	3,870	5,931
行使時平均株価	(円)	4,437	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,583	5,000
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成18年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,490	5,240
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	1,732	1,485

		平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	4,679	4,787
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	893	736

		平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	3,819	3,930
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	650	649

		平成21年第2回 ストック・オプション	平成22年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	4,640	4,338
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	678	534

#### 4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成21年第2回ストック・オプション及び平成22年第1回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

		平成21年第2回 ストック・オプション	平成22年第1回 ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	26.0%	26.3%
予想残存期間	(注) 2	6.5年	6.5年
予想配当利回り	(注) 3	3.66%	4.64%
無リスク利子率	(注) 4	0.34%	0.26%

(注) 1 予想残存期間に対応する期間の過去株価実績に基づき算定しております。

- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとして見積もっております。
- 3 前事業年度(第25期)の配当実績によっております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (第25期) (平成22年 5月31日現在)		当事業年度 (第26期) (平成23年 5月31日現在)	
(流動の部)		(流動の部)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金	183百万円	未払金	373百万円
未払事業税	660百万円	未払事業税	632百万円
前受金	206百万円	前受金	127百万円
賞与引当金	503百万円	賞与引当金	872百万円
その他	92百万円	その他	210百万円
繰延税金資産合計	1,646百万円	繰延税金資産合計	2,216百万円
(固定の部)		(固定の部)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
減価償却費超過額	157百万円	減価償却費超過額	175百万円
投資有価証券評価損	54百万円	投資有価証券評価損	32百万円
その他	28百万円	その他有価証券評価差額金	13百万円
繰延税金資産合計	240百万円	その他	28百万円
		繰延税金資産合計	250百万円
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	△1百万円		
繰延税金負債合計	△1百万円		
繰延税金資産の純額	238百万円		

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前期及び当期における当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年 5月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。当社は、経営組織の形態、製品・サービスの特性に基づき、事業セグメントを集約した上で、「ソフトウェア・ライセンス」、「アップデート&プロダクト・サポート」、「ハードウェア・システムズ」、「サービス」の4つを報告セグメントとしております。

「ソフトウェア・ライセンス」は企業活動で利用される様々なデータベース管理ソフトウェア、ミドルウェア及びアプリケーションソフトウェアを販売しております。

「アップデート&プロダクト・サポート」はソフトウェア・ライセンスの更新権及び技術サポートの提供を行っております。

「ハードウェア・システムズ」はサーバーやストレージ等のハードウェアの販売及びハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンス等の提供を行っております。

「サービス」はコンサルティングサービス、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスの提供を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前事業年度（第25期）（自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	損益計算書計 上額 (注) 2
	ソフトウェ ア・ライセン ス	アップデート &プロダク ト・サポート	サービス	計		
売上高						
外部顧客への売上高	38,144	59,237	13,451	110,833	—	110,833
セグメント間の内部売 上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	38,144	59,237	13,451	110,833	—	110,833
セグメント利益	7,306	33,292	2,304	42,903	△4,040	38,863
その他の項目 減価償却費(注) 3	627	177	349	1,154	283	1,437

- (注) 1. セグメント利益の調整額△4,040百万円は、全社費用であります。主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。
2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 「調整額」の区分の「減価償却費」は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。
4. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

当事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	ソフトウェ ア・ライセン ス	アップデー ト&プロダ クト・サポ ート	ハードウ ェア・シ ステムズ	サービス	計		
売上高							
外部顧客への売上高	38,666	61,924	15,437	16,695	132,724	—	132,724
セグメント間の内部売 上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	38,666	61,924	15,437	16,695	132,724	—	132,724
セグメント利益	5,823	32,595	1,057	2,930	42,406	△5,215	37,191
その他の項目 減価償却費(注) 3	665	183	85	346	1,280	218	1,498

- (注) 1. セグメント利益の調整額△5,215百万円は、全社費用であります。主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。
2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 「調整額」の区分の「減価償却費」は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。
4. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

**【関連情報】**

当事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

**1 製品及びサービスごとの情報**

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

**2 地域ごとの情報****(1) 売上高**

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

**(2) 有形固定資産**

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

**3 主要な顧客ごとの情報**

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本電気㈱	15,523	ソフトウェア・ライセンス、アップデート&プロダクト・サポート、ハードウェア・システムズ及びサービス

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度（第25期） (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度（第26期） (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
該当事項はありません。	同左

## 【関連当事者情報】

前事業年度（第25期）（自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）

### 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	Oracle America, Inc. (注) 1	米国カリフォルニア州	0千ドル	ソフトウェア及びハードウェアの開発・販売及びこれらに付随するサービスの提供	—	オラクルグループ会社間取引の資金決済及び資金貸付け	資金貸付金の回収 (注) 2	37,015	短期貸付金	—
							オラクルグループ会社間取引の資金決済 (注) 3	8,266	買掛金	2,122
同一の親会社を持つ会社	オラクル・インターナショナル・コーポレーション	米国カリフォルニア州	0千ドル	知的財産権の保有・管理	—	販売代理店契約の締結	ロイヤルティ料の支払 (注) 4	28,104	買掛金	2,822

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- Oracle USA, Inc. は平成22年2月15日付をもって、Oracle America, Inc. に改称いたしました。
- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。  
なお、当該取引による受取利息額は91百万円（当期計上額は44百万円）です。
- オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle America, Inc. の口座を通じて決済されております。上記買掛金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額7,979百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
- ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

### 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### (1) 親会社情報

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社(米国ナスダック証券取引所)であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の子会社であります。「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。

#### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	Oracle America, Inc.	米国カリフォルニア州	0千ドル	ソフトウェア及びハードウェアの開発・販売及びこれらに付随するサービスの提供	—	オラクルグループ会社間取引の資金決済及び資金貸付け	資金貸付け (注) 1	37,986	短期貸付金	37,986
							オラクルグループ会社間取引の資金決済 (注) 2	18,724	買掛金	3,699
								18,396	未払金	3,537
同一の親会社を持つ会社	オラクル・インターナショナル・コーポレーション	米国カリフォルニア州	0千ドル	知的財産権の保有・管理	—	販売代理店契約の締結	ロイヤルティ料の支払 (注) 3	32,687	買掛金	4,106

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。  
なお、当該取引による当期計上の受取利息額は3百万円であります。
- オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle America, Inc.の口座を通じて決済されております。上記買掛金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額8,340百万円）及び当期より新たに設立されたハードウェア・システムズ部門に係る商品等の仕入（当期計上額10,151百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率及び商品等の仕入価格については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
- ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社(米国ナスダック証券取引所)であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の子会社であります。

「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度(第25期) (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)	当事業年度(第26期) (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり純資産額	668.10円	671.67円
1株当たり当期純利益金額	179.89円	173.62円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	179.88円	173.61円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度(第25期) (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)	当事業年度(第26期) (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	22,862	22,065
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	22,862	22,065
普通株式の期中平均株式数(株)	127,087,805	127,091,939
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	9,420	5,229
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権7種類(新株予約権の数12,886個)</p> <p>新株引受権2種類(新株引受権の株式の数326,900株)</p> <p>これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権9種類(新株予約権の数14,535個)</p> <p>新株引受権1種類(新株引受権の株式の数172,500株)</p> <p>これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

<p>前事業年度（第25期） （自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）</p>	<p>当事業年度（第26期） （自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）</p>
<p>ハードウェア・システムズ事業の開始</p> <p>当社の実質的な親会社であるオラクル・コーポレーションが行った米国サン・マイクロシステムズ・インクの買収完了に伴い、平成22年6月1日より、従来、サン・マイクロシステムズ株式会社※（東京都世田谷区）が取扱っていた製品および関連サービス等の販売・提供を開始いたしました。</p> <p>これに伴い、オラクル・コーポレーションの子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社より、同日付で、出向社員500名を新たに受入れました。</p> <p>※サン・マイクロシステムズ株式会社は平成22年6月1日付で、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（存続会社）と合併いたしました。</p> <p>(1) ハードウェア・システムズ事業の内容 主にサーバーとストレージ製品等の販売および関連サービス等の提供を行うものであります。</p> <p>(2) 当社の営業活動に対する影響 従来製品であるデータベースからミドルウェア、ビジネス・アプリケーション等のソフトウェアに、新たにハードウェアが加わり、ITの全層にわたる製品やサービスのラインナップがそろい、お客さまにトータルソリューションを提供出来る体制を確立しました。これにより、事業機会が拡大することで、今後の売上高や利益に貢献していくものと考えております。</p>	<p>資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに特別配当の実施</p> <p>当社は、平成23年7月21日開催の取締役会において、以下のとおり、平成23年8月25日開催の定時株主総会に、「資本準備金および利益準備金の額の減少」を付議することを決議し、同株主総会にて承認されました。</p> <p>1. 資本準備金および利益準備金の額の減少の目的 今後の機動的な資本政策に備え、資本効率の向上を実現し、また、株主の皆様への利益還元としての配当原資の確保を目的としております。</p> <p>2. 資本準備金および利益準備金の額の減少の要領 (1) 減少する資本準備金および利益準備金の額 資本準備金33,739,475,930円のうち28,087,450,456円 利益準備金1,000,000,000円のうち1,000,000,000円（全額）</p> <p>(2) 資本準備金および利益準備金の額の減少の方法 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部および利益準備金の全額を取り崩し、それぞれ「その他資本剰余金」ならびに「その他利益剰余金」に振り替えるものであります。</p> <p>3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の日程 (1) 取締役会決議日 平成23年7月21日 (2) 債権者異議申述最終期日 平成23年8月22日 (3) 株主総会決議日 平成23年8月25日 (4) 効力発生日 平成23年8月25日</p> <p>4. 特別配当の実施 上記の「資本準備金および利益準備金の額の減少」が平成23年8月25日開催の株主総会で承認されることを条件に、平成23年5月31日時点の株主の皆様を対象とした、1株当たり390円（普通配当93円、特別配当297円）の配当の実施が平成23年7月21日開催の取締役会において決議されております。なお、当該「資本準備金および利益準備金の額の減少」については、同株主総会において承認されております。</p>

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	新日鉄ソリューションズ(株)	45,600	64
		(株)ワイ・ディ・シー	150	52
		(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	564	27
		リバンスネット(株)	400	20
		イー・ビー・ソリューションズ(株)	180	9
		サイオステクノロジー(株)	200	3
計		47,094	176	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	その他 有価証券	(証券投資信託の受益証券)		
		JPY LIQUIDITY FUND	2,003,669,975口	2,003
		小計	2,003,669,975口	2,003
計		2,003,669,975口	2,003	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	17,576	123	2	17,697	2,582	898	15,114
工具、器具及び備品	3,679	500	297	3,883	2,438	585	1,444
土地	26,057	—	—	26,057	—	—	26,057
有形固定資産計	47,313	623	299	47,637	5,021	1,483	42,615
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	113	77	15	35
その他	—	—	—	0	0	0	0
無形固定資産計	—	—	—	114	78	15	35

(注) 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12	2	—	2	12
賞与引当金	1,237	2,144	1,237	—	2,144
役員賞与引当金	22	36	22	—	36
製品保証引当金	—	4	—	—	4

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替等による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	—
預金	
当座預金	1,001
普通預金	11,743
別段預金	86
定期預金	10,000
合計	22,830

2) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
日本電気(株)	4,303
富士通(株)	2,401
マツダ(株)	2,277
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	1,325
(株)ベネッセコーポレーション	1,042
その他	10,742
合計	22,093

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
15,496	139,318	132,721	22,093	85.7	49.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

3) 商品及び製品

品目	金額(百万円)
研修テキスト	0
合計	0

4) 短期貸付金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
Oracle America, Inc.	37,986
合計	37,986

② 負債の部

1) 買掛金

相手先	金額(百万円)
オラクル・インターナショナル・コーポレーション	4,106
Oracle America, Inc.	3,699
SCS 住商情報システム(株)	224
フォレックス(株)	73
(株)イヌイシステムズ	50
その他	49
合計	8,203

2) 未払法人税等

区分	金額(百万円)
未払法人税	5,338
未払住民税	1,129
未払事業税	1,549
合計	8,016

3) 前受金

相手先	金額(百万円)
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	2,393
NSSL Cサービス(株)	1,747
新日鉄ソリューションズ(株)	1,009
富士通(株)	875
(株)アシスト	820
その他	14,525
合計	21,371

## (3) 【その他】

当事業年度における各四半期会計期間に係る売上高等

	第1四半期 自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日	第2四半期 自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日	第3四半期 自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日	第4四半期 自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日
売上高 (百万円)	29,738	32,449	32,107	38,428
税引前 四半期純利益金額 (百万円)	7,609	9,396	9,292	11,012
四半期純利益金額 (百万円)	4,522	5,543	5,479	6,520
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	35.59	43.61	43.11	51.30

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/index.html">http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/index.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利および請求を行う権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集新株の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利および請求を行う権利

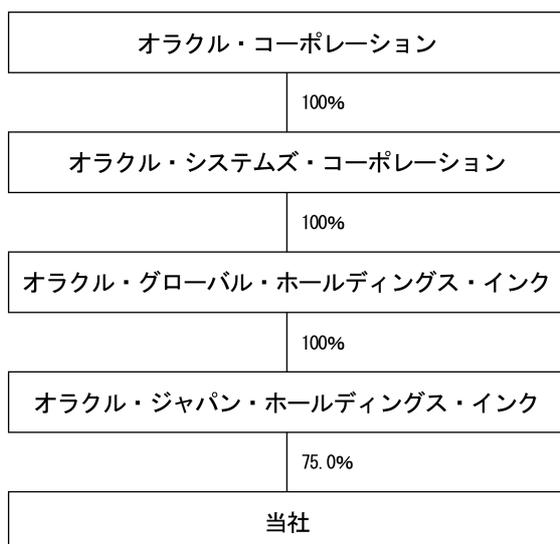
## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社(米国ナスダック証券取引所)であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の子会社であります。

「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。なお、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、親会社等状況報告書を提出していません。

[当社と親会社等との系統図]



(注) 上記の議決権保有割合には、間接所有を含みます。

## 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書  
平成22年8月27日 関東財務局長に提出  
事業年度(第25期) (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)
  
- (2) 内部統制報告書  
平成22年8月27日 関東財務局長に提出  
事業年度(第25期) (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)
  
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書  
第26期第1四半期報告書(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日) 平成22年10月15日  
関東財務局長に提出  
第26期第2四半期報告書(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日) 平成23年1月13日  
関東財務局長に提出  
第26期第3四半期報告書(自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日) 平成23年4月13日  
関東財務局長に提出
  
- (4) 臨時報告書  
平成22年8月27日 関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2  
(株主総会議案の議決結果)に基づく臨時報告書であります。  
平成22年9月28日 関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2  
(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。
  
- (5) 臨時報告書の訂正報告書  
平成22年10月25日 関東財務局長に提出  
平成22年9月28日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 8 月26日

日本オラクル株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸 上 恵 子 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印  
業務執行社員

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月1日にハードウェア・システムズ事業を開始した。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本オラクル株式会社の平成22年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本オラクル株式会社が平成22年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 8 月25日

日本オラクル株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 彰 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印  
業務執行社員

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年8月25日開催の定時株主総会において、資本準備金および利益準備金の額の減少を承認している。また、平成23年7月21日の取締役会において、同株主総会における資本準備金および利益準備金の額の減少の承認を条件として普通配当および特別配当の実施を決議している。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本オラクル株式会社の平成23年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本オラクル株式会社が平成23年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年8月26日

**【会社名】** 日本オラクル株式会社

**【英訳名】** ORACLE CORPORATION JAPAN

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

**【最高財務責任者の役職氏名】** 執行役 副社長 最高財務責任者 野坂 茂

**【本店の所在の場所】** 東京都港区北青山二丁目5番8号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者である遠藤隆雄及び当社執行役 副社長 最高財務責任者である野坂茂は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年5月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を与える内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる売上高及び売掛金にかかる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業及び業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成23年5月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年8月26日

**【会社名】** 日本オラクル株式会社

**【英訳名】** ORACLE CORPORATION JAPAN

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

**【最高財務責任者の役職氏名】** 執行役 副社長 最高財務責任者 野坂 茂

**【本店の所在の場所】** 東京都港区北青山二丁目5番8号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤隆雄および当社執行役 副社長 最高財務責任者 野坂茂は、当社の第26期（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。